

文化財施設再整備基本構想

(改定版)

令和5年8月
東大阪市

目 次

はじめに	1
1章 文化財施設再整備基本構想改定の経緯	2
1. 文化財施設公開の変遷	
2. 文化財施設再整備基本構想改定の背景	
2章 現状把握について	3
1. 東大阪市の歴史的環境	
2. 新博物館をとりまく環境	
3. 郷土博物館と埋蔵文化財センターの現状	
3章 市民等の意向把握	26
1. 市民ニーズの把握	
2. 市民等の意向の整理	
3. 今後の取り組み	
4章 文化財施設再整備の視点	35
1. エリア価値を高める視点	
2. 博物館法改正を踏まえた視点	
5章 基本理念	40
6章 基本方針	41
7章 事業、施設整備、運営の方向性	44
1. 事業の方向性	
2. 施設整備の方向性	
3. 運営の方向性	
8章 施設の規模、設備に関する考え方	49

はじめに

東大阪市では、昭和 47 年 12 月に博物館法に基づく登録博物館として大阪市を除き大阪府内でいち早く東大阪市立郷土博物館を開設し、郷土の歴史と文化を構成する資料を重視し、これらを系統的に収集・保管し、展示を行う施設として、また、近隣の山畑古墳群を管理する施設としての活動を進めてきました。また、平成 14 年 11 月には東大阪市立埋蔵文化財センターを開設し、埋蔵文化財の調査・研究・保存を行うとともにその活用を図ってきました。

しかしながら、いずれの施設（郷土博物館は、築後約 50 年、埋蔵文化財センターは、学校校舎を再利用した施設であり、北館は昭和 38 年、南館は昭和 36 年に建設され、築後 60 年以上が経過している）も、老朽化と耐震性に課題を有していました。

このような背景のもと、平成 25 年 11 月に策定しました東大阪市公共施設再編整備計画において、介護老人保健施設「四条の家」、東診療所をリニューアルし、新東部地域図書館（旧旭町図書館）、郷土博物館、埋蔵文化財センター及び市史史料室を文化複合施設として整備することを決定。その後、平成 27 年 2 月に東大阪市文化財施設再整備基本構想を、平成 30 年 6 月に文化複合施設整備基本計画を策定し、整備を進めてまいりましたが、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴い、財政的な懸念もあることから、同年 9 月に文化複合施設整備事業を一旦、休止しました。

また、近年、文化財行政をとりまく社会状況の変化にとともない、国では法や制度の考え方の見直しを進めており、博物館法についても、博物館に求められる役割の多様化や高度化等に対応できるよう改正されました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式の考え方が広まったことを機に、博物館等での展示や啓発事業の取り組みについても大きな変化が必要となってきました。

これらを鑑み、東大阪市文化財施設再整備基本構想の見直しを進め、改めて本市の魅力を創造し発信する文化財の拠点となる施設の整備を進めていくこととし、今般、東大阪市文化財施設再整備基本構想改定版として取りまとめました。

今後は、この基本構想改定版に基づき、多くの方にお越しいただける登録博物館の整備を進めていきます。

令和 5 年 8 月

東大阪市長 野田 義和

1章 文化財施設再整備基本構想改定の経緯

1. 文化財施設公開の変遷

本市では、昭和47年12月に郷土博物館を開設後、平成9年9月に国史跡・重要文化財鴻池新田会所、平成14年11月に埋蔵文化財センター、平成23年5月に市指定文化財旧河澄家を公開しました。また、平成29年には、国史跡河内寺廃寺跡を史跡公園として整備し、オープンしました。

2. 文化財施設再整備基本構想改定の背景

文化財施設再整備基本構想の策定後、平成29年には、文化芸術基本法が施行され、法の範囲に、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野を取り込む方向が示されました。また、平成31年には、地域における文化財の総合的な保存・活用を進める考え方を示す文化財保護法が改正施行されています。さらに、博物館等を地域の文化観光の拠点とするという考え方をもったいわゆる文化観光推進法が令和2年に制定・施行されました。

令和元年に開催され、本市も出展参加したICOM京都大会では、博物館の定義の見直しが議論され、「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合う場として位置付けるという考え方がまとめられました。このような世界の流れを受け、博物館に求められる役割も多様化・高度化している状況から、令和5年4月に制定から70年が経過している博物館法が改正施行されるなど、文化財行政をとりまく状況が大きく変化しています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大という状況から本市においても、文化複合施設再整備計画を一旦、休止するという状況が生じたほか郷土博物館、埋蔵文化財センターが老朽化、耐震性能が不十分である状況により、令和5年3月をもって休館しました。

このような文化財施設再整備基本構想を策定した後の急速な社会情勢の変化を踏まえ、本市では公共施設再編整備計画の見直しを行い、新たな文化財施設（以下「新博物館」という。）の整備予定地を変更するとともに、改正された博物館法（以下「新博物館法」という。）に基づき令和の新しい時代に即した文化財の拠点施設となる登録博物館を整備するため、文化財施設再整備基本構想を見直し、改定版としてとりまとめたものです。

2章 現状把握について

1. 東大阪市の歴史的環境

東大阪市の大阪府の東部に位置し、生駒山から大阪平野にかけて広がっています。本市の環境は、海水面の変動と河川の活動により、大きく変化してきました。本章では、人々がこの地に暮らし始めるようになって以後の自然環境の移り変わりとそので繰り広げられた歴史について、その概要を時代ごとに記述します。

【旧石器時代】

人々が東大阪市域に暮らし始めるようになったのは、今から約2万年前の旧石器時代です。この時代の石器が、生駒山麓に位置する千手寺山遺跡で発見されています。このころの地球は氷河期であり、日本列島はまだ大陸と陸続きでした。大阪湾も陸地となっており、海岸線は現在の紀淡海峡付近にあったと考えられています。

【縄文時代】

縄文時代のはじまりとともに、地球は温暖化し海水面が上昇し始めました。前期には、海水面は今より1～3mも高くなったと考えられています。海水面の上昇にともない大阪平野においても多くの部分が海へと変貌しました。河内湾と呼ばれる内海は本市域全体の2/3を覆うほどのものであり、この時代の人々は河内湾の沿岸に住んでいました。

早期の神並遺跡では、大量の押型文土器とともに炉跡や集石がみつき、この地で人々が生活していたことがわかっています。また、神並遺跡で発見された土偶は、女性の胴体のみを表現したもので、近畿地方では他に類例がなく当時の人々の精神文化を考えるうえで貴重なものとなっています。

後期の縄手遺跡では、炉跡や住居跡がみつき、西側に隣接する段上遺跡においてドングリを貯蔵した穴が発見されており、当時の生活範囲がわかる事例として注目されます。縄手遺跡の住居跡は環状に配されており、近畿地方で唯一の環状集落ではないかと言われています。他にも類例の少ない土製仮面や土偶など祭祀にかかわる遺物も出土しています。

晩期になると日下遺跡と馬場川遺跡で集落が営まれていました。日下遺跡では、貝塚がみつかるとともに、人を葬った土坑墓が環状に配置されており、埋葬の際に一定の決まりごとがあったことを表しています。また、人骨が良好に残存していることから、人の体つきを探るうえで重要な資料となっています。一方の馬場川遺跡では、土偶や動物型土製品などの土製品が大量に出土しています。数は100点を超えており大

阪でも随一の出土量を誇ります。

近畿地方において特に良好に縄文時代の遺構・遺物が残存しており、本市は近畿地方の縄文文化を考えるうえで重要な地域となっています。

【弥生時代】

弥生時代に入ると河内湾は、淀川と旧大和川が運んできた土砂によって次第に埋まっていき、湾の出入り口が狭くなり徐々に淡水化していきました。この時代の水域を河内湖と呼んでいます。河内湖に面する宮ノ下遺跡では、縄文時代晩期から弥生時代にかけての貝塚が湖岸に形成されます。貝塚に含まれる貝殻のほとんどがヤマトシジミとセタシジミであることから、海水から汽水、淡水への変化がわかります。

中期になると瓜生堂遺跡と鬼虎川遺跡で巨大な集落が営まれるようになります。弥生時代に新たに陸地となった瓜生堂遺跡では住居跡と方形周溝墓が多数発見されました。また、弥生時代中期から後期の水田の跡も発見されています。住居跡や方形周溝墓の数が多く、広範囲にわたることから、瓜生堂遺跡は河内湖南岸の拠点的な集落と考えられます。鬼虎川遺跡でも、集落の周囲を溝で区画した環濠や方形周溝墓が発見されています。また、特筆すべき事例として、銅鐸や銅剣など、青銅器の鋳型が発見されています。鬼虎川遺跡は、河内湖東岸に位置する拠点集落であるとともに、青銅製品の生産地でもありました。ここに「モノづくりのまち」の原形をみることができます。

これらの遺跡では、河川跡や谷跡、貯蔵穴などから良好な状態の木製品が多数発見されています。農具などとともにその未製品や貯蔵した木材などもみつかり、弥生時代の暮らしや生業を考えるうえでは欠かせない資料です。

【古墳時代】

古墳時代になると旧大和川による土砂の堆積が進み、河内湖の水域はかなり減少し、弥生時代後期から古墳時代には低地にはヨシ原が広がっていました。

中期になると生駒山の裾に位置する芝ヶ丘遺跡や縄手遺跡で、朝鮮半島の土器に類似する韓式系土器やウマの骨が出土しました。また、日下遺跡ではほぼ完全な形で一体のウマの骨がみつかり、これらの例の他にも、河内湖周辺や生駒山西麓では、ウマに関する資料が集中的に出土する傾向があります。ウマは古墳時代に大陸や朝鮮半島から渡来したものであり、河内湖周辺には渡来系集団が集住していたと考えられます。

渡来系集団を葬った墓が、段上遺跡や植附遺跡で発見されています。また、既に失われていますが生駒山の中腹に位置する芝山古墳は、石室内の石材にベンガラが塗布されていたことから、九州に源流を持つ横穴式石室を持つ古墳と考えられています。

河内湖周辺は、大陸や九州といった西方との交流が盛んであったことをさまざまな資料が物語っています。

後期以降は、山畑古墳群など、みつかっているだけでも 200 基を超える群集墳が次々と築造されました。

【飛鳥時代】

飛鳥時代には、渡来系氏族「河内直」の氏寺と推定される河内寺が建立されました。河内寺は四天王寺式伽藍配置で、後に律令制度の発達とともに河内郡の郡衙に付随した郡寺として発展していったとも考えられています。最新の研究では中臣氏との関りも指摘され、河内寺廃寺は、古代河内における在地豪族の政治的・経済的な大きさを物語るものであり、河内における仏教文化の受容と発展を考えるうえで重要です。河内寺廃寺跡は平成 20 年 3 月、国史跡に指定され、平成 29 年 7 月に史跡公園としてオープンし、市民の憩いの場所として親しまれています。

【奈良・平安時代】

奈良時代の生駒山麓の入江は、万葉集で「草香江」と歌われているように、奈良の都と西方をつなぐ航路の要所でした。他にも、京と高野山を結ぶ道である「東高野街道」、難波と大和をつなぐ「暗越奈良街道」が平安時代には発達しており、東西、南北をつなぐ交通の結節点として市域は機能していました。

奈良時代に国ごとに国分寺・国分尼寺が造られ、国家によって仏教が保護されたことにより寺院が発展します。市域にも河内寺をはじめ、石凝寺、法通寺、若江寺などの古代寺院が建立されました。法通寺跡は、石切劔箭神社の境内にある寺院跡で、神仏習合のもと、神道と仏教がともに補い合って国家を鎮護するために造られました。

このころは、寺院の整備とともに神社の整備も進みました。当時の規則を記した『延喜式』(927 年成立)には市内に所在する神社として、枚岡神社・石切劔箭神社など 16 社が挙げられています。

平安時代の後期になると、西に沈む夕日を見て極楽往生を思う日想観にもとづき生駒山麓に往生院が建立され、その一部とみられる遺構が河内往生院伝承地として保存されています。

【鎌倉時代】

平安時代から河内湖の縁辺には、湖沼の魚介類を都の皇室に納める御厨がしばしば設置されるようになりました。延喜 5 (905) 年、湖沼全体と旧大和川の水面を含んだ土地が大江御厨として設定されました。藤原氏につながる系譜を持つ水走氏は、天養年間 (1144~1145) に現在の水走周辺を開発して私領とし、鎌倉時代を通じて大江御厨の執当職を獲得してこの地域を支配しました。水走氏は、枚岡神社の神官として

も活躍し、その南側の五条に広大な屋敷を所有するなど大きな勢力を持っていました。水走氏が源義経に対してその本領の安堵を願う文書が残るほか、五条の水走氏館跡の一画に市指定文化財として水走氏墓塔があります。

鎌倉時代には生駒山西麓に複数の山岳寺院が建立されます。中でも、生駒山の頂上近くにある神感寺は、密教系の寺院として大いに発展しました。中門跡・金堂跡・多宝塔跡・鐘楼跡など14の建物跡が確認されています。「神感寺大門瓦」と刻された瓦には「文永十年」(1273)の年紀が記され、往時の盛んな姿をしのぶことができます。

【室町時代】

鎌倉幕府を打倒した後醍醐天皇は親政を復活しようと企てますが、室町幕府を開いた足利尊氏と対立し、南北朝抗争の時代を迎えました。南朝に味方した武士に河内の土豪、楠木正成・正行の一族があります。楠木正行が非業の死を遂げた四条縄手の戦い(1348年)は有名です。六万寺の往生院には市史跡の楠木正行墓があります。

室町時代、足利義満や義持による安定した幕府運営の時期は短く、義政の頃になると治世が乱れ、応仁・文明の乱(1467~1477)を皮切りに戦国時代が始まります。1376年に河内守護に就任した畠山基国は、若江の地に河内経営の拠点となる若江城を築城しました。1390年代ごろの築城と推定され、同地に河内国守護所が置かれていた関係で、若江城をめぐる争奪も激しくなり、畠山氏の同族間の戦いが繰り返されます。永禄11(1568)年、織田信長が15代将軍足利義昭を奉じて入洛したあと、三好義継は信長から河内北半国を安堵され、若江城主となります。足利義昭が信長によって京都から追放されると、三好義継を頼って若江城に流浪します。天正元(1573)年、信長はこれを口実に三好義継を攻め滅ぼします。その後、若江城は石山本願寺合戦の前線基地として整備され、信長は度々この地を訪れますが、石山本願寺との和議が成立した天正8(1580)年に廃城となります。現在、その姿をみることはできませんが、若江遺跡からは逆茂木が打ち込まれた堀跡、堀の中に廃棄された建物基礎や壁下地などが発見され、廃城にともない一帯が平地へと変貌したことが明らかになりました。

【江戸時代】

大坂夏の陣(1615年)では若江でも戦が繰り広げられました。若江堤をはさんで豊臣方の木村重成と徳川方の井伊直孝との間で激戦となります。井伊の別動隊である山口重信が木村重成によって討たれますが、木村重成もこの戦いで戦死を遂げます。市内には、山口重信の墓と木村重成に関する史跡がいまも残されています。

大坂夏の陣で徳川家康は、京都から大坂へと進軍する際に豊浦の地に本陣を構えました。その際に、豊浦村の中村正教は自宅を提供し、大坂まで道案内をしたと伝えられています。

大阪平野を南北に流れ、毎年のように洪水を繰り返していた旧大和川は、今米村出身の中甚兵衛らの幕府への請願が実を結び、宝永元（1704）年に付け替えが行われました。市域は、大和川の付け替えによって、現在の地形とほぼ同様の景観となりました。

大和川付け替え後、旧川床や池沼は埋め立てられ新田として開発されました。大坂の豪商、鴻池善右衛門が開発した鴻池新田には、いまも会所が残っています。鴻池新田会所の建物は国の重要文化財として保護されています。新田は水田や畑として利用され、畑での木綿の栽培量が増え、河内木綿の名で全国に広がり、主要な産業の一つとなりました。他にも生駒山の山腹では、西側の急峻な勾配を利用した水車で製粉を行うなど地域産業が発達していました。これらの産業が後の製造業の基盤となりました。

文化面でもこの地域に関係した著名人に、慈雲尊者、上田秋成などがおり、地元の文人には日下の生駒山人、豊浦の中村来耜、喜里川の中西多豆廼舎、花園の岩崎美隆などが知られています。

上田秋成ゆかりの史跡として、近世の庄屋屋敷である旧河澄家があります。上田秋成は眼病治療のため、寛政 10（1798）年日下村を訪れます。上田秋成の名声を伝え聞いた近在の文人たちが、秋成とともに旧河澄家の奥座敷「棲鶴楼」に集い、文芸サロンとなっていました。旧河澄家は市指定文化財として平成 23 年 5 月から一般公開しています。

【近代】

明治時代に入ると河内国に河内県が設置されましたが、半年で堺県へと編入されました。明治 14 年からは大阪府となり、80 近くあった村々も明治 22 年の市町村制施行により 19 の村に統合されました。明治 29 年には中河内郡として郡制が施行されました。明治末には、それまで特産品であった木綿の栽培が衰退し、米作へと転換していきました。

大正 3 年に生駒トンネルが完成し、大阪電気軌道（現在の近畿日本鉄道）の上本町－奈良間が開通、ついで布施－八尾間が開通しました。大阪市に隣接するという地理的条件と鉄道交通網の発達により市域の農村部にも電力が供給され、農工業が発達しました。この電力の供給による発達が「モノづくりのまち」を作り上げていきました。

【現代】

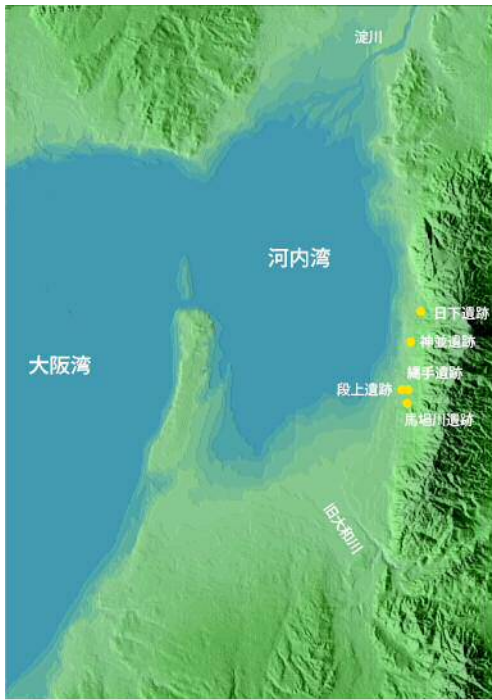
昭和 42 年、布施市・河内市・枚岡市の 3 市合併によって東大阪市が誕生。人口も昭和 50 年に 524,750 人に達し、その後、人口減少が続いているものの、大阪府内第 3 位の人口を持つ自治体へと成長し、平成 17 年には、中核市に移行しました。

高度経済成長期に大阪市の工業の急速な発展にともなう立地拡大が進み、本市の工

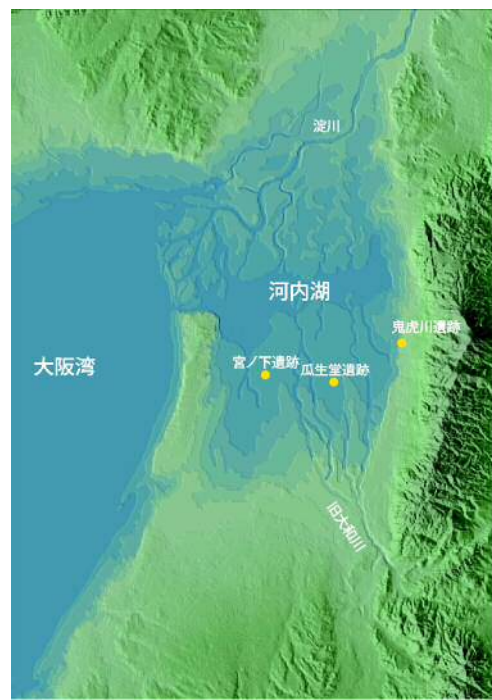
場数は急増しました。昭和 60 年の約 10,000 事業所をピークに減少してきているものの、現在も世界的に有数の製造技術をもつ企業が多く集積しています。これらの製造業は、地域経済、雇用など市民生活に密接に関係しており、日本有数の「モノづくりのまち」として全国的に知られています。また、全国高等学校ラグビーフットボール大会が花園ラグビー場で毎年開催されるほか、令和元年には、「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会」の試合会場となるなど、日本だけでなく、世界に知られるラグビーの聖地となっており、ラグビーにかぎらず、スポーツが果たす多様な役割に着目し、スポーツを活用したまちづくりを推進しています。

また、同じ年には、市の文化芸術の拠点施設である文化創造館を開館し、「文化のまち、東大阪市」の取り組みを進めています。

縄文～鎌倉・室町時代までの東大阪市周辺の地形変遷



縄文時代



弥生時代



奈良・平安時代



鎌倉・室町時代

2. 新博物館をとりまく環境

(1) 整備予定地の条件整理

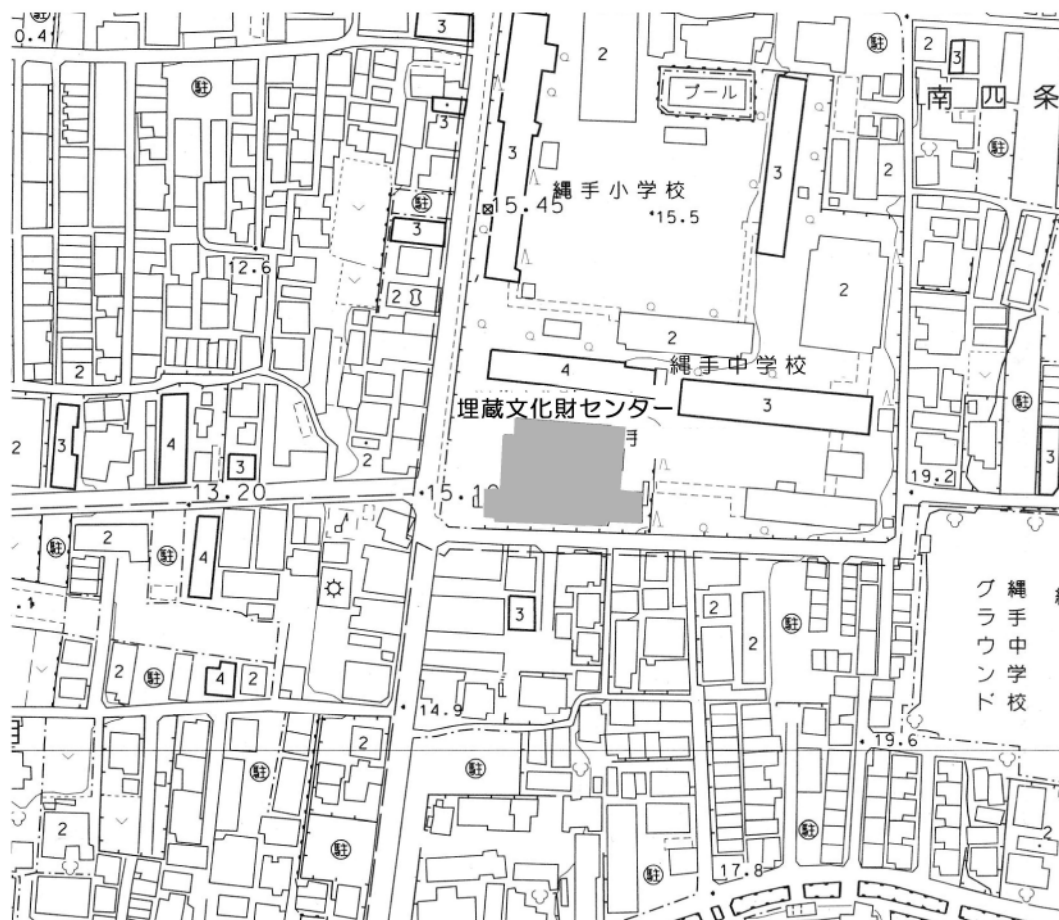
①位置

整備予定地は、市の東部に位置し、敷地面積は約 2,840 m²です。もともとは、市立縄手中学校の敷地でしたが、平成 14 年に埋蔵文化財センターを整備したものです。

整備予定地概要

土地情報	所在地	南四条町
	敷地面積 (m ²)	約 2,840
	建ぺい率/容積率	60/200
	用途地域	第一種住居地域
	最寄駅からの距離	近鉄奈良線瓢箪山駅/約 700m
	周辺土地状況	住宅地

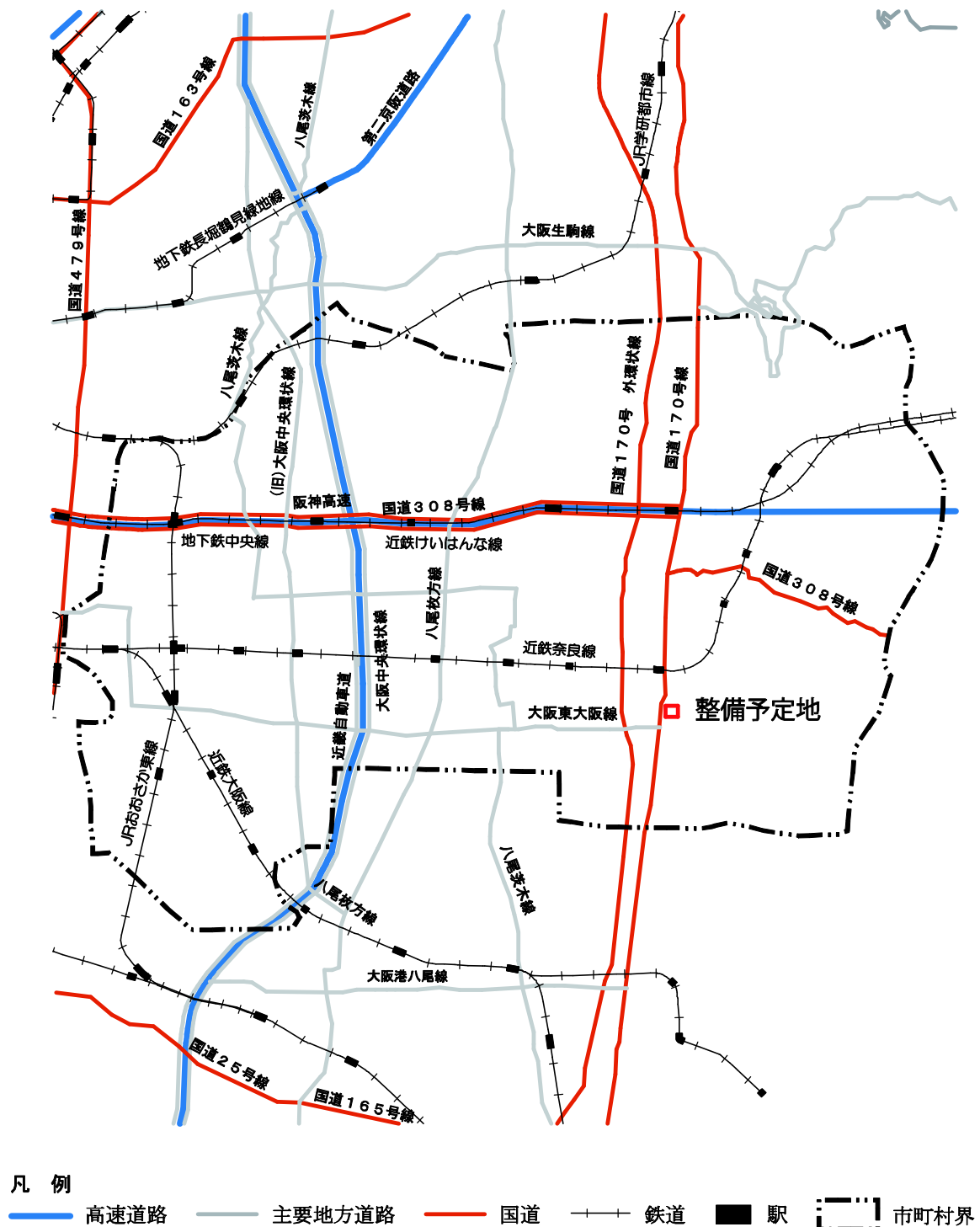
整備予定地位置図



②交通

整備予定地周辺には、主要幹線道路として国道170号線、大阪東大阪線が通っています。敷地から北へ約700mの場所には、近鉄奈良線瓢箪山駅が立地しています。バスは、近鉄大阪線と近鉄奈良線を結ぶ山本駅～東花園駅間で運行されており、下六万寺町2丁目バス停からが150mの場所にあります。

第6図 主要道路交通網



(2) 関連する計画等の整理

文化財施設再整備基本構想に係る本市の計画等を記載します。

① 東大阪市第3次総合計画（令和2年7月策定）

【期間】

令和3（2021）年から令和12（2030）年までの10年間

【将来都市像】

つくる・つながる・ひびきあう — 感動創造都市 東大阪 —

【土地利用構想】

1 にぎわいのある拠点の創出

鴻池新田・高井田・JR長瀬・瓢箪山駅周辺を「地域拠点」として位置付けます。

【重点施策】

1 若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

めざすまちの姿②

子どもたちが豊かに学び、育ち、自分らしく成長できる環境が整っています。

めざすまちの姿③

若者がまちに愛着を持って暮らし、個性や能力を発揮して活躍しています。

2 高齢者が活躍するまちづくり

めざすまちの姿

高齢者がさまざまな場面で自分らしく活躍し、地域社会を支えています。

3 人が集まり、活気あふれるまちづくり

めざすまちの姿②

通勤、通学をはじめ、スポーツや文化芸術活動、観光目的などで多くの人が東大阪市を訪れています。

【基本計画】

分野4 誰もが歴史や文化に親しめるまちづくりの推進

② 東大阪市第3次文化政策ビジョン（令和3年3月策定）

【期間】

令和3（2021）年から令和12（2030）年までの10年間

【施策の柱】

2 東大阪市の都市文化創造をめざして

(6) 文化財・地域の文化的資源の活用と外部への発信

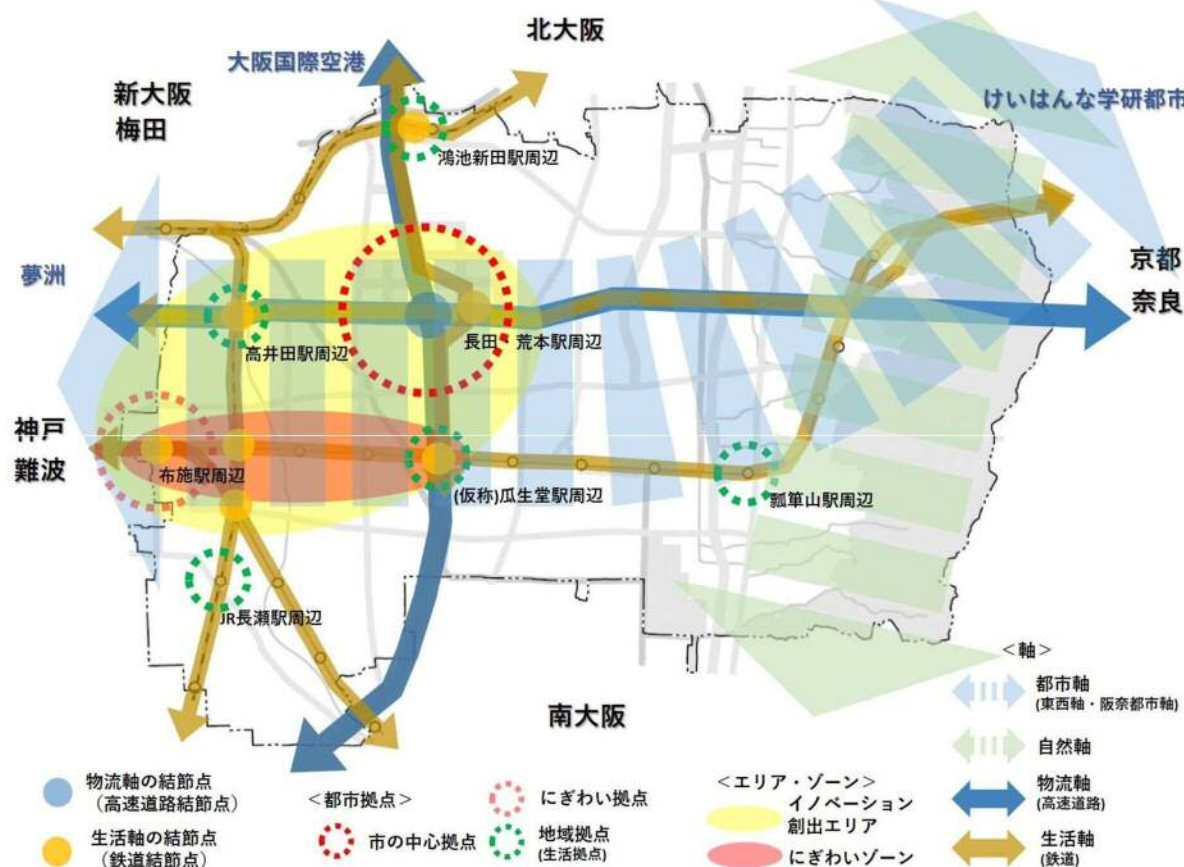
③ 東大阪市教育行政に関する大綱[改訂版]（令和元年11月策定）

【重点的な取り組みを進めるにあたっての基本的な理念】

自立・協働を通して、一人ひとりが主体的に学習することができ、新たな価値を創造する生涯学習社会をめざします。

④ 東大阪市都市計画マスタープラン（令和5年3月策定）

文化財施設が立地する瓢箪山駅周辺は、臨海部、けいはんな学研都市といった拠点とのつながりを結ぶ広域的な「都市軸」と生駒山系の自然資源を生かした取り組みを目指す広域的な「自然軸」が交わっており、地域を支える都市機能や日常生活で必要となる基礎的な都市機能の集積により、利便性の高いまちを目指す「地域拠点」に位置付けられています。



⑤ 大阪のまちづくりグランドデザイン（令和4年12月策定大阪府・大阪市・堺市）

民間の活力を最大限引き出しながら、多様な主体が一体となって大阪全体のまちづくりを推進し、便利で住みやすく、そして成長する大阪をめざす羅針盤

戦略02 大阪ならではの魅力を生かし、暮らしやすさ No.1 都市を実現

- 1) 駅周辺での拠点形成と魅力ある生活圏の創造
- 3) 豊かな自然を活かしたまちづくり

戦略03 海・川・山や多様な地域資源を生かし、地域を活性化

- 3) 周辺山系の自然資源等を活用したまちづくり(生駒山系のまちづくり)
都市との近接性を生かし、身近にみどりを感じられる山や森林、自然歩道などの自然資源等を最大限に活用しながら、自然にふれあい、学び、体験できる場を創出するなど、周辺山系におけるまちづくりを推進
- 4) 多様な地域資源を生かした魅力あふれる都市空間の形成
歴史・文化・景観・アートなどの魅力的な地域資源を生かし、まちの魅力を内外に発信していくとともに、地域の多様な担い手と連携して、にぎわいと魅力あふれる都市空間を形成し、地域の活性化を図る

戦略04 人・モノ・情報の交流を促進

安全・安心で快適な移動の確保、観光・にぎわいづくり

⑥ 東大阪市地域研究助成金事業研究報告書(令和5年3月)

～民間活力の導入による公共施設の活用を契機とした

生駒山系を含む東地域のエリア価値を高める取り組みの研究～

○施設の立地場所のポテンシャル

2 埋蔵文化財センター

【立地特性】

- 東部仮設庁舎と近接、小学校・中学校に隣接
- 府民の森なるかわ園地や以南に広がる田園エリアや八尾十三峠へ繋がる位置
- 広域幹線道路へのアクセスの良さ

(3) 大阪府内の博物館・博物館相当施設

大阪府内には、博物館が 20 館、博物館相当施設が 19 館あります。歴史系に限るなら博物館は 11 館、博物館相当施設は 7 館です。

大阪府内文化施設一覧（令和 4 年 10 月 1 日現在） 登録：登録博物館◎ 博物館相当施設○

名称	所在地	種別	登録
大阪府立弥生文化博物館	和泉市池上町 443	歴史	◎
大阪府立近つ飛鳥博物館	南河内郡河南町大字東山 299	歴史	◎
高槻市立しろあと歴史館	高槻市城内町 1-7	歴史	◎
東大阪市立郷土博物館	東大阪市上四条町 18-12	歴史	◎
堺市博物館	堺市堺区百舌鳥夕雲町 2	歴史	◎
和泉市久保惣記念美術館	和泉市内田町 85	美術	◎
吹田市立博物館	吹田市岸部北 4 丁目 10 番 1 号	歴史	◎
湯木美術館	中央区平野町 3-3-9	美術	◎
藤田美術館	都島区網島町 10-32	美術	◎
大阪人権博物館	浪速区浪速西 3-6-36	歴史	◎
日本工芸館	浪速区難波中 3-7-6	美術	◎
日本民家集落博物館	豊中市服部緑地 1-2	歴史	◎
奥内陶芸美術館	豊中市岡町北 3-8-1	美術	◎
逸翁美術館	池田市栄本町 12-27	美術	◎
司馬遼太郎記念館	東大阪市下小阪 3-11-18	文学歴史	◎
シマノ自転車博物館	堺市堺区南向陽町 2-2-1	歴史	◎
小谷城郷土館	堺市南区豊田 1602-1	歴史	◎
正木美術館	泉北郡忠岡町忠岡中 2-9-26	美術	◎
高槻市立今城塚古代歴史館	高槻市郡家新町 48 番 8 号	歴史	◎
中之島香雪美術館	北区中之島 3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウェスト 4 階	美術	◎
大阪城天守閣	中央区大阪城 1-1	歴史	○
大阪市天王寺動物園	天王寺区茶白山町 1-108	動物	○
大阪市立住まいのミュージアム	北区天神橋 6 丁目 4-20	歴史	○
八尾市立歴史民俗資料館	八尾市千塚 3-180-1	歴史	○
きしわだ自然資料館	岸和田市堺町 6-5	自然	○
泉佐野市立歴史館いずみさの	泉佐野市市場東 1-295-1	歴史	○
関西大学博物館	吹田市山手町 3-3-35	総合	○
大阪商業大学商業史博物館	東大阪市御厨栄町 4-1-10	歴史	○
大阪大谷大学博物館	富田林市錦織北 3-11-1	歴史	○
大阪芸術大学博物館	南河内郡河南町東山 469	美術	○
海遊館	大阪市港区海岸通 1-1-10	動物	○
高槻市立自然博物館	高槻市南平台 5-59-1	動物	○
あべのハルカス美術館	阿倍野区阿倍野筋 1-1-43 あべのハルカスビル 16 階	美術	○
大阪市立東洋陶磁美術館	北区中之島 1-1-26	美術	○
大阪歴史博物館	中央区大手前 4-1-32	歴史	○
大阪市立美術館	天王寺区茶白山町 1-82	美術	○
大阪市立自然史博物館	東住吉区長居公園 1-23	自然	○
大阪市立科学館	北区中之島 4-2-1	科学	○
大阪中之島美術館	北区中之島 4-3-1	美術	○

3. 郷土博物館と埋蔵文化財センターの現状

(1) 郷土博物館

①施設の概要

昭和 47（1972）年、「郷土の文化的遺産を公共の利用に供し、もって市民の教育文化の向上に資するため」郷土博物館を整備しました。本施設の目的は、博物館資料を収集・保管・展示及び利用すること、展覧会・講習会・研究会等を開催すること、博物館資料の鑑査・啓発及び交換展示すること、博物館資料に関する調査研究を行うことです。

施設は、公益財団法人東大阪市文化振興協会が指定管理者として運営を行っており、平成 18 年度以降、5,000 人台の入館者数がありましたが、コロナ禍の影響で令和 3 年度の年間利用者数は約 2,000 人に減少しました。なお、老朽化、耐震性能が十分ではないことなどから、令和 5 年 3 月末で休館しました。



②収集・保管・展示及び利用

- ・ 収納室及び別棟の収蔵庫に約 24,000 点の博物館資料を収蔵・保管しています。
- ・ 常設展示、特別展示、企画展示、コーナー展示、テーマ展示を行っていました。
- ・ 常設展示は、東大阪市の旧石器時代から昭和時代までの歴史を博物館資料によって展示を行っていました。

③教育・普及活動

令和 4 年度は年間で、館内において、体験学習を 15 回、講演会を 4 回、土曜講座を 1 回、館外において、出前講座を 9 回、ハイキングを 5 回行いました。

④博物館資料の鑑査、啓発及び交換展示

- ・ 鑑査、啓発及び交換展示は行っていません。

⑤調査研究

- ・博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を毎年、特別展示として公開し、解説書として発表してきました。

郷土博物館概要

土地情報	所在地	上四条町	
	敷地面積 (㎡)	約 2,820	
	建ぺい率/容積率	60/150	
	用途地域	第一種低層住居専用地域	
	最寄り駅/駅からの距離	近鉄奈良線瓢箪山駅/約 1,300m	
	周辺土地利用状況	住宅地	
建物情報	建築年数	昭和 47 年	昭和 47 年
	建物名称・施設名称等	郷土博物館	収蔵庫
	構造	RC 造	RC 造
	階数	地上 2 階	地上 1 階
	耐震性能	B	未診断
	建築面積 (㎡)	619.92	90
	延床面積 (㎡)	887.79	135

施設構成	部屋名	規模 (㎡)	備考
1 階	収納庫	85	収蔵資料・備品
	研究室資料室	67.5	書庫・フィルム保管
	作業場	45	備品倉庫
	ホール	46	体験学習
	ピロティー	50	体験学習
	湯沸室	13	
	宿直室	10	清掃員控室
	浴室	8	収蔵庫
	トイレ	26	男子・女子
2 階	大展示室	255.2	常設展示
	小展示室	110	特別展示・企画展示
	集会場兼展示ロビー	82.5	講演会・コーナー展示
	管理事務室	35	受付・事務処理
	玄関ホール	24	

郷土博物館位置図



郷土博物館 外観



収蔵庫 外観



常設展示



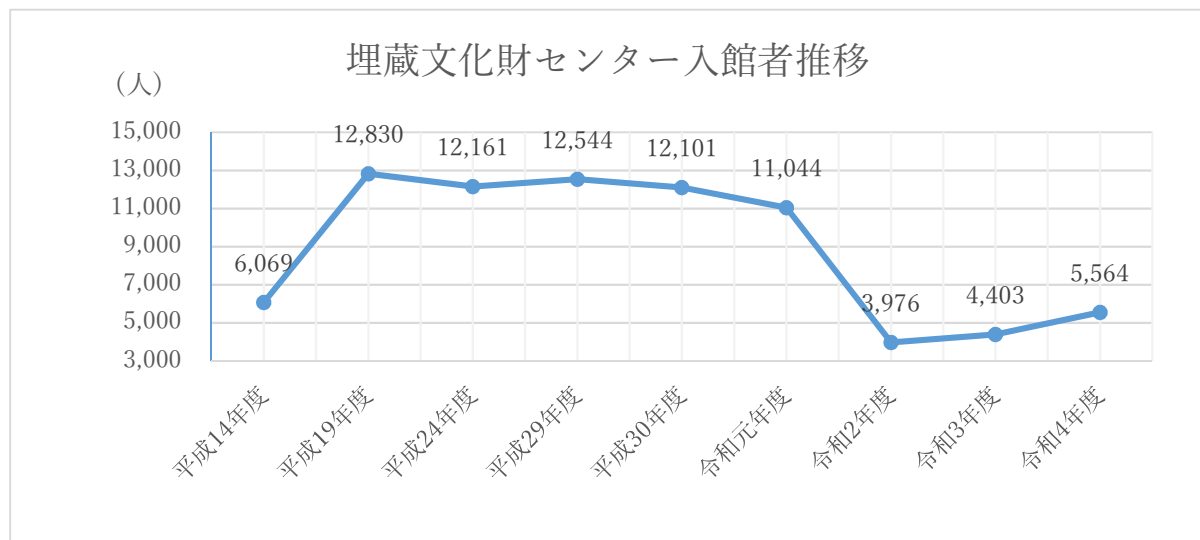
企画展示

(2) 埋蔵文化財センター

①施設概要

平成 14（2002）年、「埋蔵文化財の調査、研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するため」埋蔵文化財センターを整備しました。学校校舎を再利用しており、北館は昭和 38（1963）年、南館は昭和 36（1961）年に学校校舎として整備し、中館は平成 13（2001）年に新たに整備したものです。本施設の目的は、埋蔵文化財の発掘調査及び研究、埋蔵文化財の収集・整理・保存、埋蔵文化財の展示・公開、体験学習会・講演会等を開催することです。

公益財団法人東大阪市文化振興協会が指定管理者として施設の維持管理と埋蔵文化財の展示を行ってきました。開館の翌年度の平成 15 年度には、15,144 人の入館者数がありましたが、それ以降は 12,000 人から 13,000 人で推移した後、令和 3 年度の年間利用者数にはコロナ禍の影響により約 4,400 人に減少しました。なお、老朽化、耐震性能が十分ではないことなどから、令和 5 年 3 月末で休館しました。



②埋蔵文化財の発掘調査及び研究

- ・埋蔵文化財の発掘調査及び研究の拠点として使用しています。

③埋蔵文化財の収集・整理・保存

- ・収蔵庫、特別収蔵庫及び収蔵状況展示室に、約 80,000 点の埋蔵文化財を収蔵しています。
- ・毎年、発掘調査によって出土する遺物（コンテナ約 10 箱分）を整理、保存しています。

④埋蔵文化財の展示・公開

- ・常設展示・収蔵品展示を行っていました。
- ・常設展示は、発掘のいろはを学ぶことができるコーナーと収蔵資料を使って昔の人々の生活の変遷を考える展示を行ってきました。

⑤体験学習会・講演会等の開催

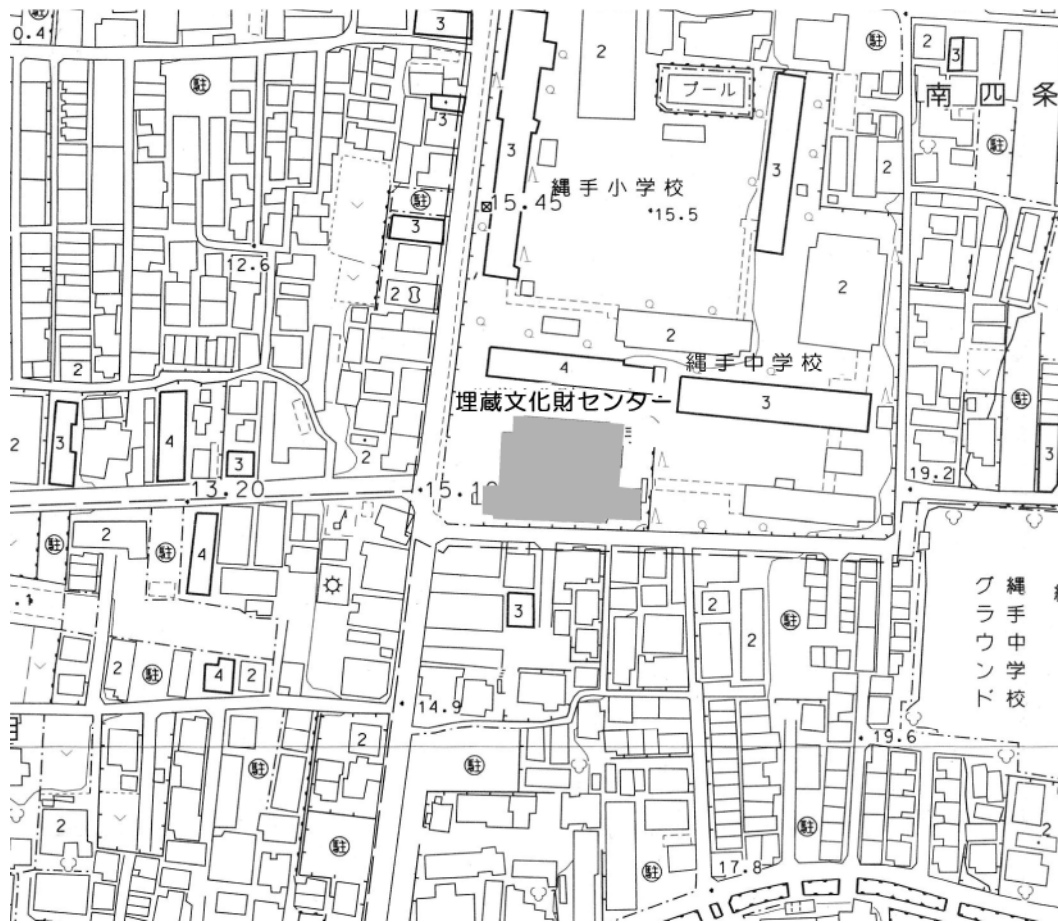
館内において、勾玉づくりをはじめとした埋蔵文化財に関わる体験プログラムを実施してきました。また、令和4年度は、歴史講座を2回、イベントを2回行ってきました。館外においても、文化財ボランティアを対象にハイキングを行ってきました。

埋蔵文化財センター概要

土地情報	所在地	南四条町		
	敷地面積 (㎡)	約 2,840		
	建ぺい率/容積率	60/200		
	用途地域	第一種住居地域		
	最寄り駅/駅からの距離	近鉄奈良線瓢箪山駅/約 700m		
	周辺土地利用状況	住宅地		
建物情報	建築年数	昭和 38 年	昭和 36 年	平成 13 年
	建物名称・施設名称等	北館	南館	中館
	構造	RC 造	RC 造	S 造
	階数	地上 3 階	地上 2 階	地上 2 階
	耐震性能	C	A-2	A-3
	建築面積 (㎡)	369.44	470.27	490.7
	延床面積 (㎡)	909.22	882.34	531.76

施設構成		部屋名	規模 (㎡)	備考
北館	1 階	事務室	47	受付・事務処理
		給湯室	4	
		更衣室	12	職員・ボランティア更衣室
		会議室	33	会議・控え室
		書庫	33	
		特別収蔵庫	65	収蔵資料
	2 階	倉庫 2・3・4	189	収蔵資料
	3 階	倉庫 5・6・7	189	収蔵資料
		物置	8.74	収蔵資料
南館	1 階	仮収蔵庫	32	電気窯
		洗浄室	37	体験学習
		整理室	69	体験学習兼準備室
		収蔵状況展示室	69	収蔵資料
		学習室	69	図書閲覧
	便所	40	男子・女子・多目的	
	2 階	倉庫 8・9	189	収蔵資料
中館	1 階	ロビー	65.94	
		ふれあい室	67	体験学習・図書閲覧
		展示室	130	常設展示・収蔵品展示
		準備室兼写場	45	備品・消耗品倉庫
	視聴覚室	139	講演会・団体利用	
	2 階	渡り廊下	45	収蔵資料

埋蔵文化財センター位置図



埋蔵文化財センター 外観



倉庫 2・3



体験学習



常設展示

(3) 両館の課題

両館の現状から共通する課題として、主に4点あげることができます。

① 建物構造に関する課題

いずれの施設も、老朽化と耐震性に課題を有していることから、令和5年3月末で休館しました。

② 施設の空間に関する課題

郷土博物館において、展示替えなど展示内容の更新は図られていましたが、展示施設の更新は開館以来行っていません。展示施設の温湿度管理ができないことから展示内容に対するニーズに十分対応できていないのが現状です。また、教育・普及活動を行う空間が十分ではありません。時代の変化とともに教育・普及に関するニーズが高まっていますが、現在の施設では教育・普及機能が有効に発揮できていません。また、展示替えにともなう長期の休館を余儀なくされています。これは、展示準備室という機能をもった空間がなく収蔵施設と展示室が共用スペースでつながっているためであり、施設構造上の問題といえます。

一方の埋蔵文化財センターにおいては、体験学習や講座といった教育・普及事業がメインであり、展示や本来の機能である埋蔵文化財発掘調査の拠点としての空間利用が十分できておりません。また、郷土博物館に温湿度管理ができる収蔵庫がないため、埋蔵文化財以外の資料を特別収蔵庫に保管せざるを得なくなっています。

それぞれ特徴ある施設とは言えますが、展示・教育・普及機能を相乗的に向上する施設構造とはなっていない状況がありました。

③ 収蔵資料の保存・管理に関する課題

本市には、埋蔵文化財をはじめ、古文書、布類や木製品など数多くの収蔵資料があります。これは、博物館活動、市史編纂への取り組みによって収集した成果ですが、収蔵資料総数に対して収蔵施設が狭量であるとともに、収蔵環境は十分ではなく適切な温湿度管理ができておらず根本的な収蔵環境の改善が必要です。

埋蔵文化財センターにおいては、特別収蔵庫では温湿度管理の上、資料を適切に保管しておりますが、収蔵面積が限られており、全ての木製品・鉄製品が適切に保管できておりません。また郷土博物館同様、発掘調査により年々増えていく資料数に対しての収蔵施設面積が狭小である点が課題です。

④ 立地場所に関する課題

郷土博物館については、山畑古墳群の中にある博物館という特色を有していま

す。また、生駒山麓にあり、大阪平野を一望できる眺望を有するとともに、客坊谷ハイキングコースに面するという、新博物館法により博物館の機能として付加された観光資源としての立地上の特性を有しています。しかし、一方で、狭隘で急峻な道路でしか訪れることのできないという交通の便の悪さから利用者が低迷しているため、より来場者が訪れやすい場所への移転整備が求められていました。

以上のことから、課題を解消していくことに加え、とりまく環境の変化や関連する計画、調査の視点を反映し、立地特性を生かして様々な地域資源を繋ぎ、点から線、線から面と活動が広がる拠点としていく必要があります。

3章 市民等の意向把握

文化財施設再整備基本構想を策定するにあたり、市民の意見やニーズをお聞きし、基本構想に必要な機能について検討を行います。

1. 市民ニーズの把握

新博物館の整備を進めるにあたり、今後の整備に必要な基礎データとするため、市民アンケート、郷土博物館・埋蔵文化財センター利用者へのアンケートを実施しました。

(1) 市民アンケート

① 調査概要

- ・ 調査対象：満 20 歳以上の市民 1,005 人
- ・ 抽出方法：住民基本台帳による等間隔抽出法
- ・ 調査期間：平成 26 年 11 月 17 日（月）～平成 26 年 11 月 30 日（日）
- ・ 調査方法：調査票による本人記入方式、郵送による配布・回収
- ・ 回収結果：370 通

※設問中にある新たな文化財施設とは新博物館のことをいいます。

② アンケート項目

**「文化複合施設（新たな文化施設）に関する市民アンケート調査」
ご協力をお願い**

市民の皆さまには、何より東大府市の運営に理解と協力をいただき、誠にありがとうございます。

東大府市では、松江等例館（上尾栄町）と児童文化センター（南川栄町）を統合し、現在の児童文化センター（四葉の家）・東大府市を平成33年度に文化複合施設に再整備する計画をしています。

このアンケート調査は、本市にお住まいの満20歳以上の約1,000人を無作為に選ばせていただき、親子の親子世代や児童文化センターのご利用状況や新たな文化施設に対する思いやニーズをお伺いし、千歳市・東大府市にさらさら文化複合施設の整備に影響するデータの収集を目的として実施するものです。

ご回答いただきました市民は随時にお礼し、このアンケート調査に関する個人情報をこの調査以外には使用いたしません。

つきましては、調査の進捗にご理解をいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成26年11月
東大府市長 香川英樹

ご記入についてお願い

回答は、無名であるご記入をご希望下さい。


問1はあてはまる項目を○で記入ください。問2以降はあてはまる項目の番号を○で記入してください。

「その他」に○を付された方は、（ ）内に内容を簡単に記入して下さい。

ご記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（封手は不要です）に入れて
〒260-0101
平成26年11月30日（日）までに返送して下さい。

調査票や返信用封筒には、住所や氏名を記入していただく必要はありません。調査についてご質問などがありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
東大府市 児童文化センター 社会教育部 文化財課
電話 06-4309-3283
FAX 06-4309-3895



A あなたのことについてお尋ねします。

問1. あなたの年齢、性別、職業についてお答え下さい。

性別	男性	女性	年齢	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
職業	会社員	自営業	公務員	パート・アルバイト・フリーター	学生	専業主婦	無職	その他	

B 現在の文化施設についてお尋ねします。

問2. 本市にありますが下記の文化施設へ行かれたことはありますか。下記の市からいくつでもお選びください。

1. 東大府市立千歳例館	2. 東大府市立児童文化センター	3. どれにも行かなかった
--------------	------------------	---------------

問3. 現在の松江等例館、児童文化センターが東大府市へ移転することについて、どのようにお考えですか。当てはまるものをいくつでもお選びください。

1. 学校教育への寄与	2. 生涯学習への寄与	3. 地域おこしの促進
4. 観光など地域経済への寄与	5. その他	

問4. 現在の松江等例館、児童文化センターにあたる所を期待されますか。下記の甲からいくつでもお選びください。

1. 歴史についての専門的知識の提供	2. 市民協会の先入者たちについての情報
3. 現在の暮らしへのヒント	4. 時代のモノづくりへのヒント
5. 市民協会のさまざまな状況情報	6. 入居者の暮らし、憩いの場
7. 歴史に関する展示や催し	8. その他

C 新たな文化施設についてお尋ねします。

問5. 新たな文化施設建設では、下記に示す展示や施設の機能を挙げてあります。それぞれについてご意見を伺いたしたいと思います。

●新たな文化施設の展示内容

ア) 地域の自然と人の営み

東大府市にはかつて産が広がっていました。産はやがて人口増加によって産はれてくる土地により産した産に産地となりました。産はかつての産産近くや産たに産地となった産前に産み、産産を産んでいました。このように自然や産地の産移り産わりが産の産産に産産したことが産わかっています。そこで、東大府市を産産としつつも産産産産に産産産産を産産、産の産産と産産の産産がどのように産産して産産を産産する産産とします。

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

イ) 「モノづくりのまち」

産産、中小産産の産産として産産されている産産には、産産的にも産産の産産産産をもつ産産が産産しています。これらの産産産産は、産産に産産時代に産産をもつ産産産産と産産に産産しています。東大府市の産産産産の産産・産産、産産を産産した産産産産産産を産産、モノづくりの産産を産産します。

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

●新たな文化施設の付随機能について

ウ) 利用者が体系的に学べる参加型展示の導入（例、換れる展示など）

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

エ) 教育資料を利用した展示・発表・体験活動のできる場（例、学習成果の発表会など）

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

オ) 東大府市に産産する文化財や産産施設の産産産産

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

カ) 市民協会の産産産産

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

●施設サービス

キ) 文化財やその産産に関する産産の産産産産

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

ク) 産産コーナー

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

ク) 産産産産コーナー（例、文化財に関する産産ソフトの産産など）

5. 特に必要な	4. 必要	3. どちらともいえない	2. あまり必要でない	1. 必要ない
----------	-------	--------------	-------------	---------

問6-1. 産産したら、ご利用になりますか。

1. 産産前に利用する	2. 産産利用する
3. あまり利用しない	4. 産産がない

問6-2. 「3. あまり利用しない」または「4. 産産がない」と産産される産産をお聞かせください。

1. 利用する産産がない	2. 利用するには産産が産産	3. 産産しそろう
4. 産産ら産産	5. 産産に産産がない	6. 産産に産産がない
7. その他		

問6-3. どのように産産は、利用したいとお産産になりますか。下記の甲からいくつでもお産産ください。

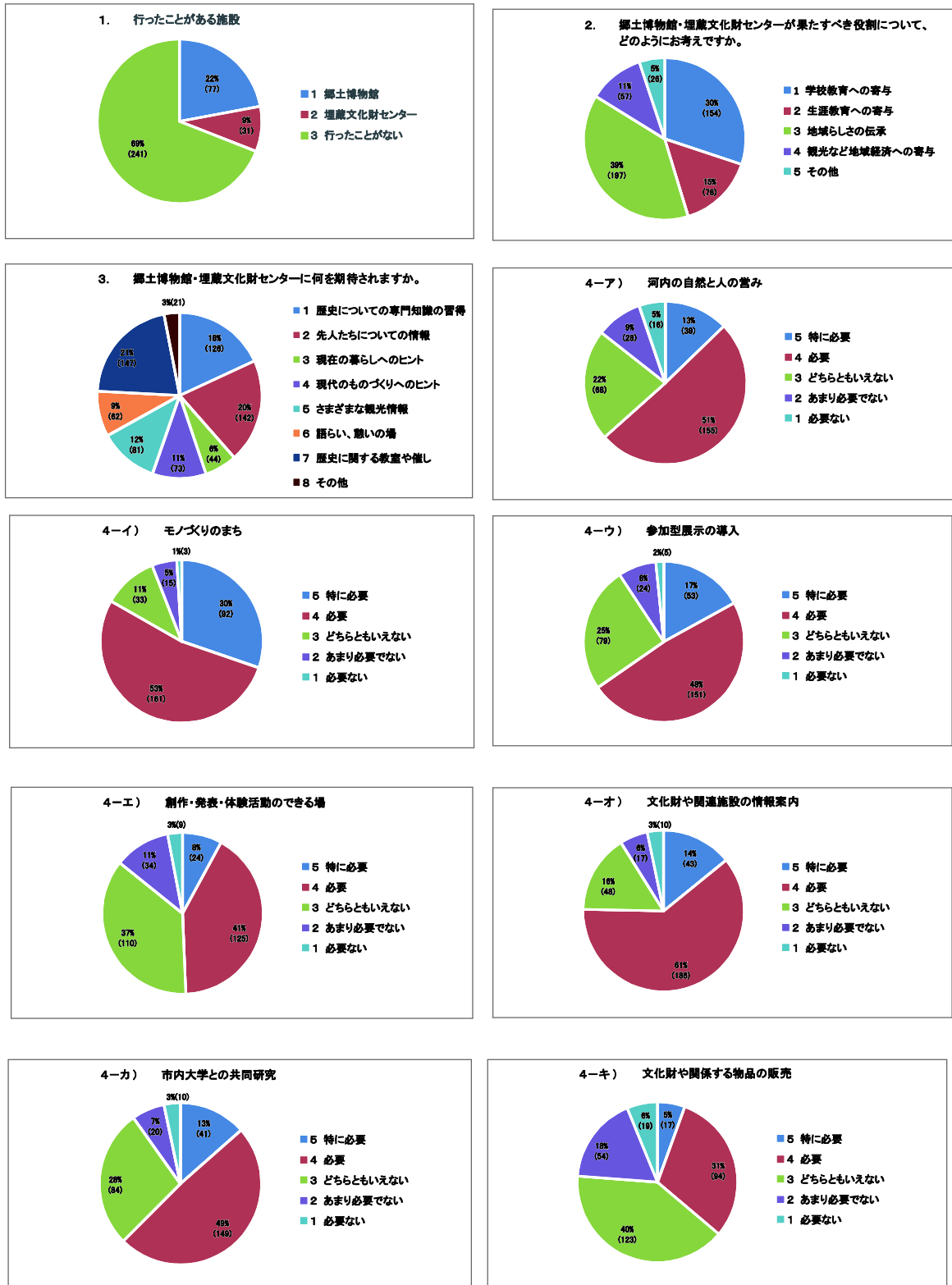
1. 産産産産を利用しやすくなる	2. ここで産産産産の産産産産に産産産産
3. 産産産産産産しやすくなる	4. 産産産産産産産産産産にする
4. 産産産産産産産産産産	5. 産産産産産産産産産産にする
6. 産産産産産産産産産産	7. 産産産産産産産産産産
8. その他	

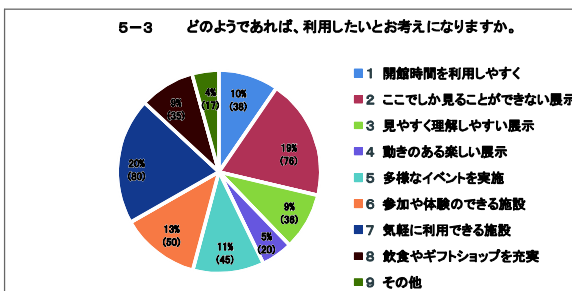
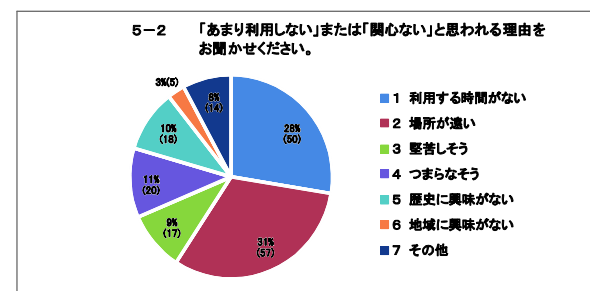
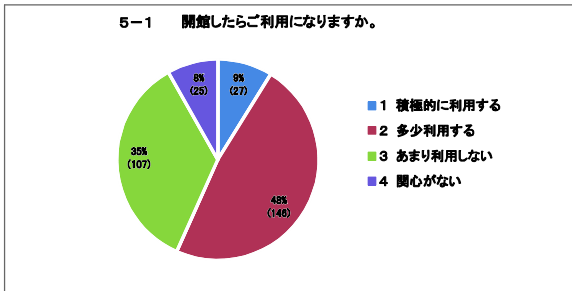
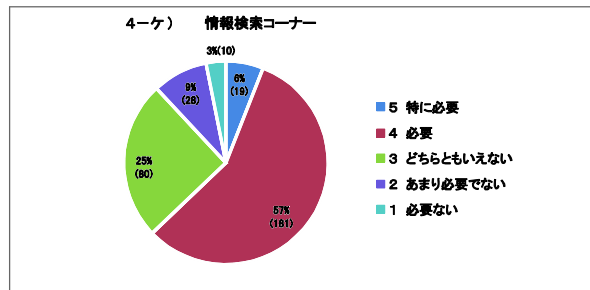
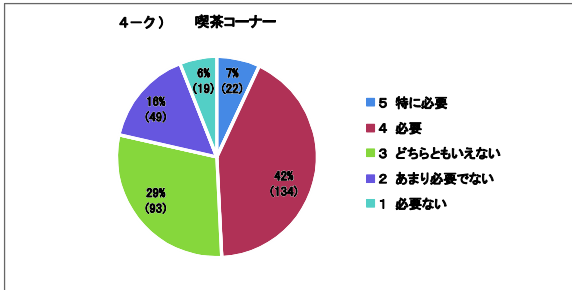
問7. 新たな文化施設に関する産産、産産産産を産産にお産産ください。

アンケートのご協力ありがとうございました。 東大府市

③ 調査結果

市民アンケートの調査結果を以下に示します。なお、有効回答のみを集計したため、回答数値と回収数は一致しません。また、四捨五入の関係上、各項目の割合の合計値が100%とならない場合があります（全アンケート共通）。





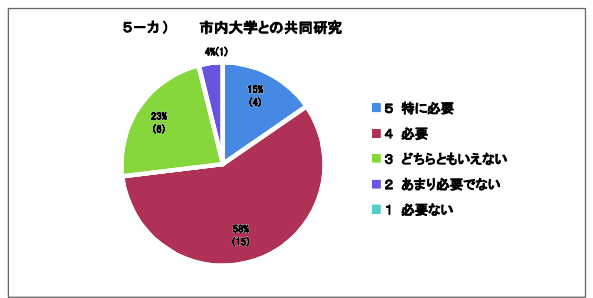
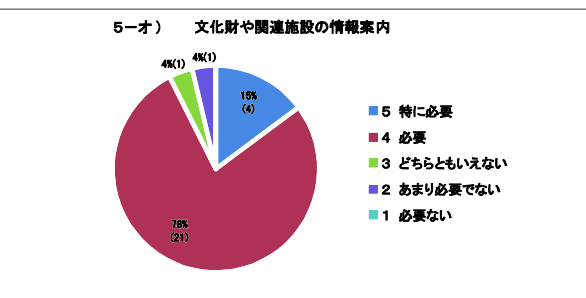
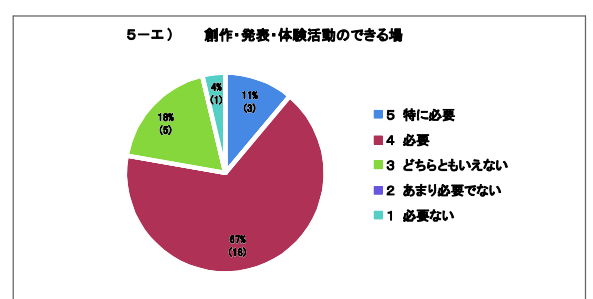
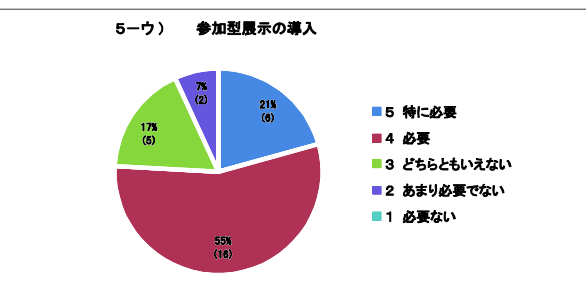
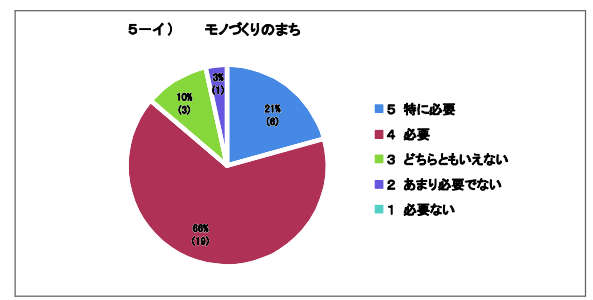
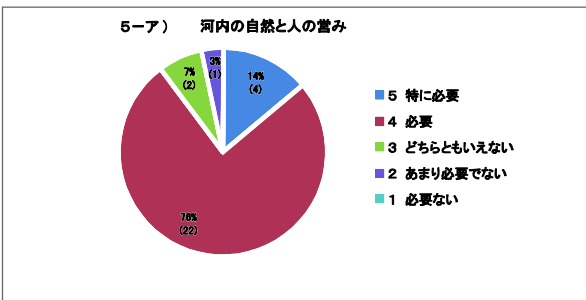
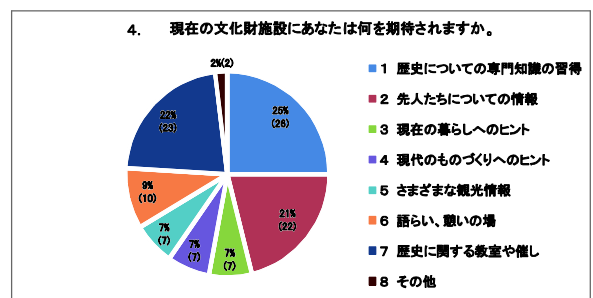
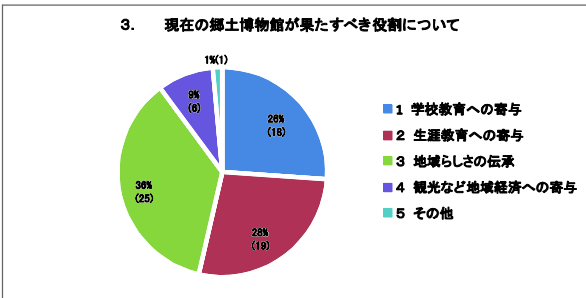
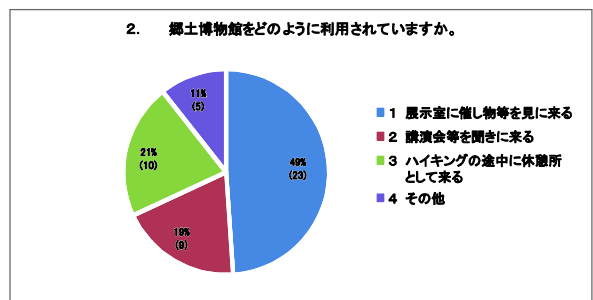
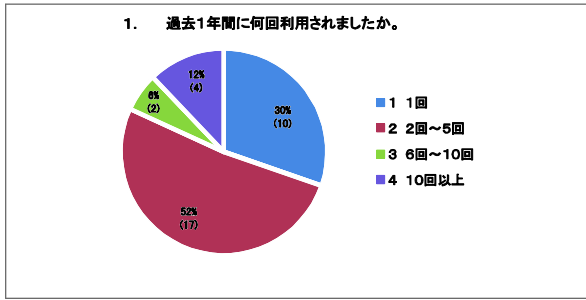
(2) 利用者アンケート

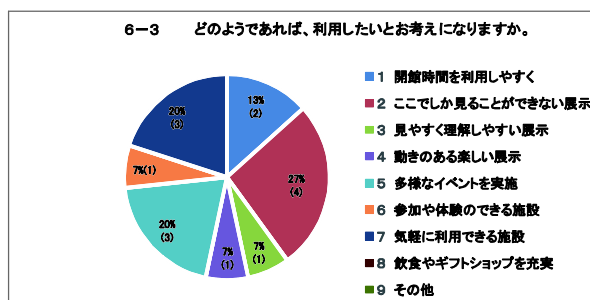
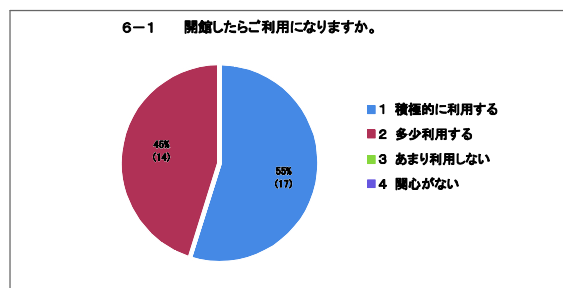
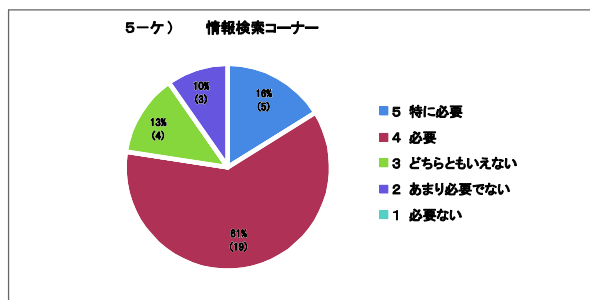
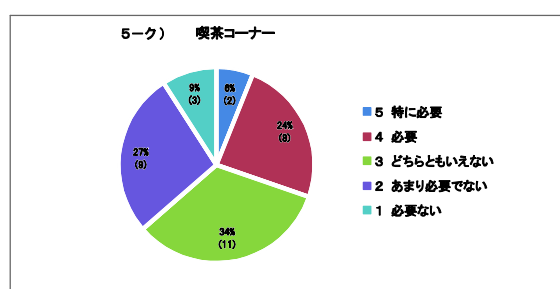
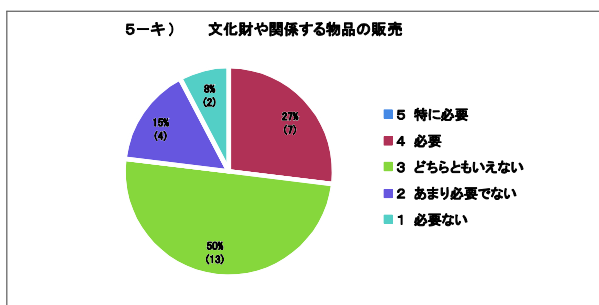
① 郷土博物館

ア. 調査概要

- ・ 調査対象：郷土博物館利用者
- ・ 調査期間：平成 26 年 11 月 17 日（月）～平成 26 年 11 月 30 日（日）
- ・ 調査方法：調査票による本人記入方式
- ・ エントランスに調査票及び回収箱を設置
- ・ 回収結果：38 票

イ. 調査結果



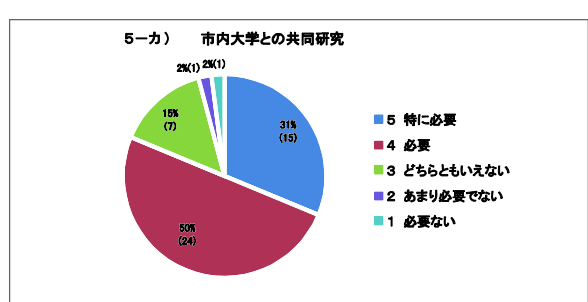
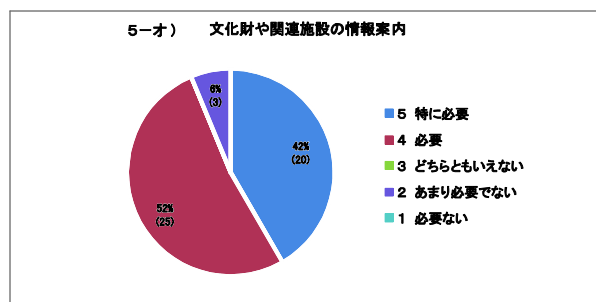
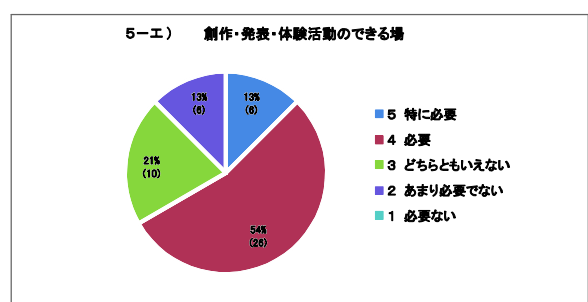
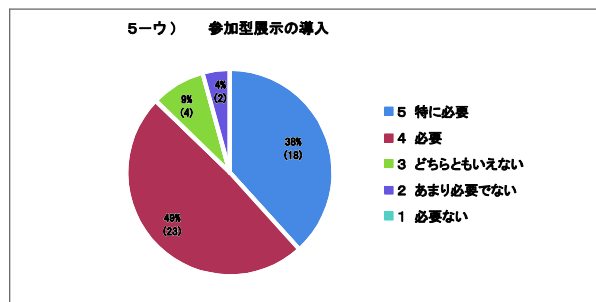
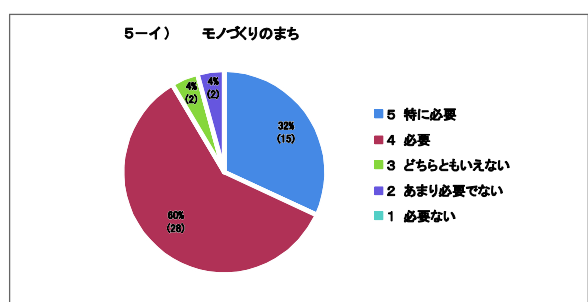
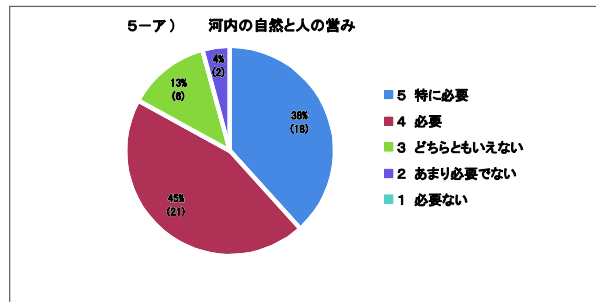
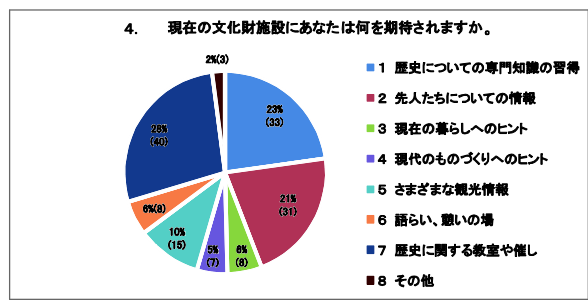
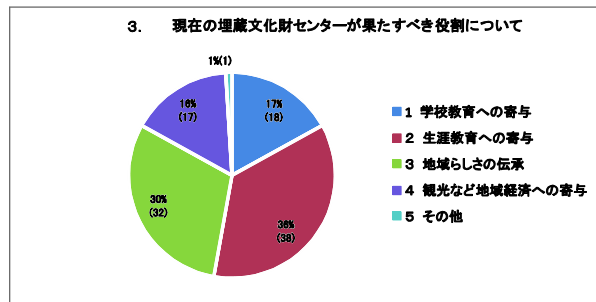
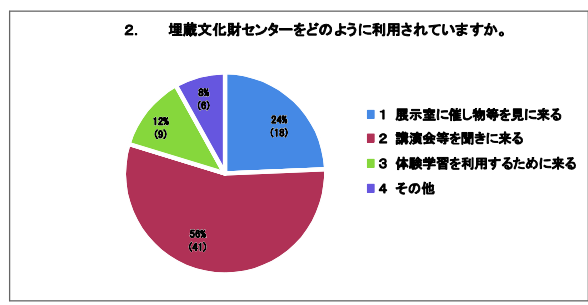
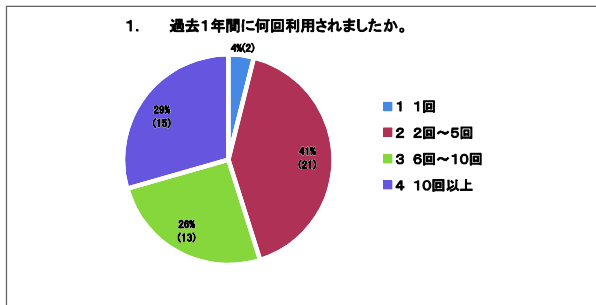


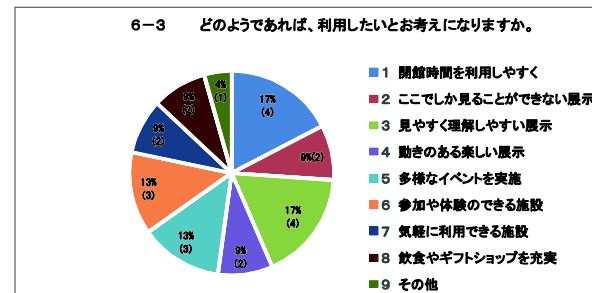
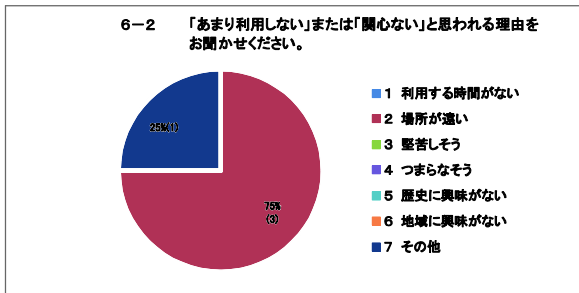
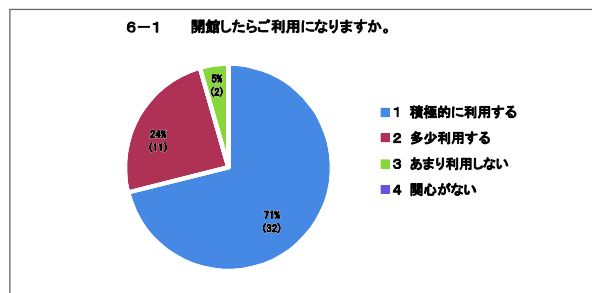
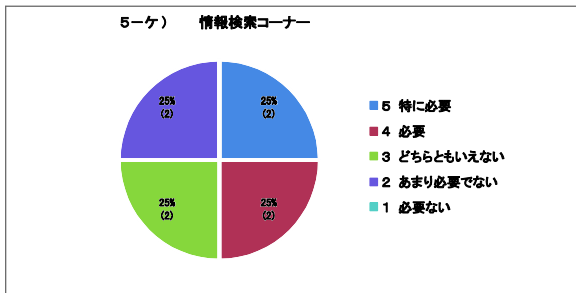
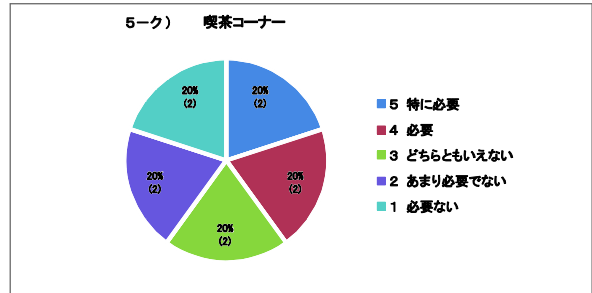
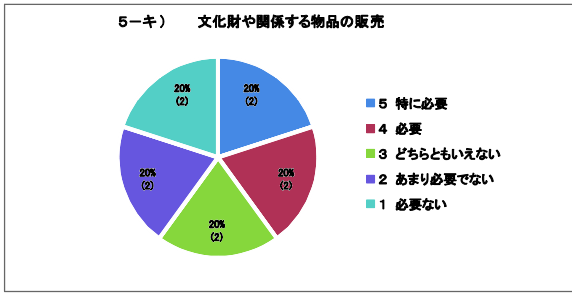
② 埋蔵文化財センター

ア. 調査概要

- ・ 調査対象：埋蔵文化財センター利用者
- ・ 調査期間：平成 26 年 11 月 17 日 (月) ～平成 26 年 11 月 30 日 (日)
- ・ 調査方法：調査票による本人記入方式
- ・ エントランスに調査票及び回収箱を設置
- ・ 回収結果：64 票

イ. 調査結果





2. 市民等の意向の整理

市民アンケートと利用者アンケートの結果を踏まえ、市民等の意向を以下の内容に整理できます。

(1) 現在の郷土博物館・埋蔵文化財センターについて

- ・ 地域らしさの伝承と学校教育への寄与としての役割が期待されている。
- ・ 歴史に関する教室や催しを行い、先人たちについての情報を提供してほしい。

(2) 新博物館について

① ソフト面

- ・ 東大阪市の特産品の製造と技術の成り立ちを明らかにし、「モノづくりのまち」の歴史について展示する。
- ・ 展示に際しては、参加型展示を導入し、見るだけでなく資料に触れる機会を設ける。

② ハード面

東大阪市に点在する文化財や文化財に関連する施設の情報を検索できるコーナーの設置。

③ 利用について

- ・ あまり利用しない理由としては、場所の遠さと利用する時間がないとの回答が多い。
- ・ 利用促進としては、気軽に利用できる施設であること、そしてここでしか見ることのできない独自の展示が求められている。

3. 今後の取り組み

今後、新博物館の整備にあたって、市民に愛される施設とするためにも、市民の意向把握を図っていきます。

4章 文化財施設再整備の視点

1. エリア価値を高める視点

コロナ禍や価値観の変化により、人々の生活志向は拡大傾向から、充実した生活や家族、友人との時間を大切にする等の嗜好に変化していると言われてしています。

景気の先行きを悲観、コロナ禍での感染症に対する不安、家族の健康に関する不安が増加する一方で、新しい生活様式に満足を求める人が増えているという調査結果もあります。

そこで、東大阪市の自然豊かな生駒山系とその麓の環境資産を活用し、地域の資源（拠点）を結びつけブランディングすることで、市民や東大阪市以外の人々にも地域の魅力を再発見してもらう契機になり、それが生活満足度を高めることにつながると考え、NPO、企業、市民などの民間と連携し東地域のエリア価値を高める可能性を令和4年度に東大阪市地域研究助成金事業を活用し研究が行われ、次のような研究成果が示されました。

○ 調査研究で分かったこと

- ・東地域は、山麓には鉄道が通り都心への利便性も良く、駅間は徒歩圏で覆われている。
- ・駅周辺は自然・歴史・文化など様々な資源が存在する豊かな地域。
- ・瓢箪山駅周辺は、地域拠点として自然・歴史資源や商業・公共施設が集まるエリア。
- ・生駒山系は、様々なアウトドアスポーツやレジャーが楽しめる環境が整っている。
- ・近年のまちづくりでは、官民が連携して地域資源を生かし発展させて現代人の生活や嗜好に合致する魅力的な空間やコンテンツを拠点に創出する事例が増えてきている。
- ・拠点施設やスポット施設を有機的につなげエリア全体をめぐる楽しみを提供する回遊性型など、人々の動きや流れをふまえた取り組みも増えている。
- ・今後は、施設において人のつながりを自然に生む工夫がされたソフト面の充実が、波及効果として暮らしの質の向上・エリアの価値向上の鍵となる。
- ・滞留機能を持ち地域の核となる公共施設をアンカーとして再生することが、周辺エリアへの波及効果を図る上で大切な役割を果たす。

○ エリア価値の向上に資する施設に共通する視点

- ・ 立地の特徴に他の要素を加える。
- ・ 人々のアクティビティを有機的につなげる工夫。
- ・ 行政のコア機能に現代人の生活や嗜好に合わせた機能や空間を加える。
- ・ 言い換えると、コア機能とは別にアクティビティや地域資源が更に活性化する機能(付加価値)を、居心地の良い滞留空間と一緒に加える。
- ・ 付加価値をつけるには、民間企業が持つノウハウやアイデアをいかに引き出すかが重要。
- ・ それぞれの施設が異なる個性的な特徴や魅力を持たせて磨き上げることが、施設間の回遊性を高めるきっかけになる。

◎各施設を活用する際には、これらの視点を取り入れていくことで、各施設が有機的につながり、点から線、線から面へのエリア価値の向上に資することが期待できる。

- ・ とりわけ付加価値の部分には、サウンディングなどを通じて事業に対して様々なアイデアや意見を把握し、民間企業に創意工夫を促す自由度のある事業スキームなどの工夫を、意識して取り組むことが求められる。



2. 博物館法改正を踏まえた視点

郷土博物館・埋蔵文化財センターの現状と社会情勢・市民ニーズに関する検討を行い、平成27年2月に文化財施設再整備基本構想を策定いたしました。その後、文化財の取り組みに文化芸術基本法の観光やまちづくりの視点を含めた検討が求められるようになり、さらに博物館法が令和5年4月に改正施行されたことも踏まえ、時代に沿った見直しが必要となりました。

今後整備を進める文化財施設は、新博物館法に基づく登録博物館として、

- ・「まもり、うけつぐ」 … 博物館の収蔵物（コレクション）の保護と文化の保存・継承
- ・「わかちあう」 … 文化の共有
- ・「はぐくむ」 … 未来世代への引継ぎ
- ・「つながる」 … 社会課題への対応
- ・「いとなむ」 … 持続可能な経営

という文化財施設としての基本的な役割、あり方の方向性に基づいた施設整備が必要となります。

以上の視点を受けて、文化財施設再整備の基本的視点の修正にあわせ、以下の3点に整理していきます。

（1）展示施設と展示内容、体験学習メニューの充実

これまで郷土博物館では、実物資料によって東大阪の歴史を通史的に展示してきました。しかしながら、展示施設の更新が実施できていなかったことや、立地上の課題から市内小学校からの社会見学は減ってきており、子どもたちが歴史・文化財に触れる機会が十分に提供できていない課題がありました。さらに、温湿度管理など展示環境を整える施設がなく、古文書などの温湿度管理が必要な貴重な資料を常時展示することができていませんでした。また、空間的な課題から、体験学習にも十分に組み合わせていませんでした。一方、埋蔵文化財センターでは、展示スペースが十分ではなく、体験学習と展示の関連性も乏しいといった課題がありました。

郷土博物館と埋蔵文化財センターが持つ機能について、特徴を融合し本市の魅力を強く発信できるよう、単なる施設の更新ではなく、新博物館として基本概念から見直しを図り、根本的な施設の機能と役割を検討する必要があります。

市民アンケートにおいても、独自性をもった展示の展開が求められていますが、新博物館においては、来館者の好奇心を刺激するような展示が可能な環境と、企画展示や特別展示の実施を含めて、定期的な展示内容の見直し・更新を実施する必要があります。また、特に東大阪市の歴史や文化財に対し興味を増すきっかけとなるよう体験学習メニューを充実させる必要もあります。

(2) 収蔵資料の保存・管理に適した施設

市民アンケートにおいても、地域らしさの伝承が求められており、東大阪市の歴史を将来へと守り伝えることが博物館にとって最も重要な機能であることから、収蔵環境の整備は重要な課題です。郷土博物館においては、収蔵環境が開館以降更新できず、古文書などの温湿度の変化に敏感な史料の収蔵には適していませんでした。

また、埋蔵文化財センターにおいては、毎年コンテナ約 10 箱の収蔵資料が増加しており、今後も毎年コンテナ約 10 箱の資料が増加すると予想されます。博物館として資料を収蔵するとともに、外部において収蔵管理する場合においても適切な保存・管理が可能となる収蔵空間の確保が必要です。

(3) 地域の魅力を発信し、地域に愛され、地域への愛着を育む施設

新博物館の整備予定地は、近鉄奈良線瓢箪山駅からや、国道 170 号線からの人の流れを意識した施設とするとともに、南北に東高野街道、東西に暗越奈良街道が走る歴史的にも交通の要所にあたることを生かして、本市の文化財を中心とした魅力発信、観光の案内機能を有した施設とする必要があります。また、図書館との複合施設化は見送られたものの、同じ地域に整備される四条図書館や(仮称)こどもセンターと連携を図り、子どもたちが気軽に文化財に親しむ機会を創出し、文化財に触れ学ぶことで、子どもたちを中心に広い世代の市民が地域への愛着を育めるよう展示を工夫し、本市の魅力を感じられる施設とします。

市民・利用者アンケートからも、新博物館は気軽に利用できる施設であることが求められています。生涯学習の観点からも市民をはじめ幅広い世代の人が施設の運営や事業に関わることで、生き甲斐や地域貢献などの点での満足感を得ることができ、より郷土愛、地域への愛着を抱ける活動ができる施設とすることで、人口減少化であっても地域のにぎわい、地域に愛される施設として整備を進めます。

以上の3点に整理した視点に基づき、東大阪市第3次総合計画において市が重点施策として

- ・若者・子育て世代に選ばれるまちづくり
- ・高齢者が活躍するまちづくり
- ・人が集まり、活気あふれるまちづくり

の実現をめざす中で、新博物館を整備するにあたり、次のような点を強化していく必要があると考えます。

■事業面

- 多くの利用者に繰り返し訪れたいと感じてもらえる事業・展示の企画・実施
- 東大阪市の歴史・文化財を広く伝える事業・展示の企画・実施
- 東大阪市の歴史・文化財に関する研究
- 豊富で工夫を凝らした内容の歴史・文化財に興味を抱ける体験学習メニューの企画・実施
- 東大阪市の歴史・文化財などをコンテンツとする観光情報の発信
- 地域のにぎわいを産み市民がつどえる事業

■施設面

- 施設への来館者が、より本市の歴史・文化財に興味を抱けるような展示空間
- 文化財資料の適正な管理・収蔵ができる展示施設や収蔵施設
- 市民がつどい、くつろげる空間
- 豊富なメニューにより、歴史・文化財に興味を抱ける体験学習空間
- 生駒山麓を中心とした本市のまちの魅力・観光につながる空間
- 常設展示と企画展示・特別展示を有機的に実施できる利用者の導線に配慮した展示室
- 利用者が訪れやすい立地での整備
- 地域住民にも愛着・親しみを抱いてもらえる施設の外観

■運営面

- 文化財への専門性を有した学芸員を中心としたスタッフ体制
- 文化芸術基本法のめざす社会包摂の考え方に沿った運営
- 施設の維持管理を適切に行える運営組織

5章 基本理念

本市は東大阪市第3次総合計画において、めざす将来都市像を「つくる・つながる・ひびきあうー感動創造都市 東大阪ー」と定めています。また、SDGsの理念を踏まえて、あらゆる施策に取り組んでいくこととしています。

新たに整備する文化財施設は、文化財施設再整備の視点を踏まえ、子どもたちを中心に、多くの市民が郷土の自然、歴史、文化を学び、郷土に愛着を感じ、先人たちが培ってきた地域の伝統文化を次世代へ継承するとともに、人々が出会い、交流する、開放性、多様性及び国際性に富んだ都市文化を育み、都市としての個性を高めていけるよう、新博物館の基本理念を以下のとおりに定めます。

1. My **F**irst Museum

『こどもの“わくわく”を紡ぎ、出会いと学びを織りなす、はじめての博物館』

わたしがはじめて出会う“博物館(ミュージアム)”として、すべての子どもたちにミュージアム体験を提供できる場をめざす。

未就学児から博物館という場に親しんでもらえるよう、遊びから学びを得るような体験空間をつくる。

2. My **F**avorite Museum

『進化する体験、ハンズオン。わたしのお気に入りの体感型博物館』

子どもをはじめ、多くの人にとって、“お気に入り”の博物館となることをめざす。

多様な体験プログラムやハンズオン展示を新たに企画開発し、関心を深めてもらうとともに、リピーター化してもらえるような工夫を行う。

3. My **F**ield Museum

『東大阪のまちは、まるごと博物館』

地域住民の交流の場として、まち歩きや史跡めぐりの拠点となるような場をめざす。

商店街や旧街道の賑わい、歴史文化の宝庫である生駒山系という、エリアの特性を生かし、かつ、東大阪のまち全体を博物館に見立てたいわゆる「フィールドミュージアム」のガイダンス施設としての機能に重点を置く。



郷土の歴史と文化財を、まちの、みんなの、わたしの”たからもの”
として、未来(**F**uture)へまもり、つないでいく。

6章 基本方針

基本理念を実現するために、新博物館は、新博物館法に基づく登録博物館として、次のような方針で整備し、活動を進めます。

・「まもり、うけつぐ」文化財施設

東大阪市を中心とした地域の歴史・民俗・自然・モノづくり（産業）に関する資料を収集し、後世へと伝えるため、適切な保存・管理環境を整えます。

- ① 収蔵資料は、博物館が活動を行う原資として位置づけ、未来へと伝達することを責務とします。
- ② 東大阪市地域の自然と人の営みのテーマのもと歴史・民俗・自然・モノづくり（産業）資料を保存・管理する環境を整備します。
- ③ 今後も増え続ける収蔵資料のためにも、永続的な視点に立って、他の収蔵保管施設と合わせて適切な収蔵空間の確保を進めます。

・「わかちあう」文化財施設

東大阪市の歴史・文化財の魅力を学び、感じられ、発信する博物館とします。

- ① 郷土博物館と埋蔵文化財センターでのこれまでの取り組みを検証し、東大阪市の歴史・文化財の魅力を発信する新たな歴史系総合博物館を整備します。
- ② 子どもたちを中心に、市内外の多くの人が、東大阪市の歴史、文化財に興味を持ち、学ぶ施設とします。
- ③ 東大阪市の歴史・文化財などの魅力を伝え、発信することで、市を訪れ、巡り、市の歴史・文化財などに触れる本市の文化財観光面の発信拠点の役割を担う施設とします。
- ④ 東大阪市の自然と人の営み、まちの成り立ち、まちの魅力を感じられ、通史的に理解できる展示を基本とします。
- ⑤ 新たな展示テーマに沿った展示施設を構築します。
- ⑥ 国の進める博物館デジタルアーカイブの取り組みを積極的に進めます。
- ⑦ 近隣の博物館との連携・ネットワーク化を進め、より本市の魅力を伝える展示を実施します。

・「はぐくむ」文化財施設

人・モノ・情報が集まり、交流し、賑わい、発信する新たな場を創造し、次の世代につなげる場とします。

- ① 東大阪市及び関連地域の自然と人の営みをテーマとした活動を展開し、市民が積極的に学習を進め、新しい発見と価値を創造するための拠点となる施設とします。
- ② 博物館は、子ども、若者や、高齢者、障害者、外国人住民等すべての人に社会参加の機会をひらく活動をすすめる施設をめざします。
- ③ 博物館の活動に博物館サポーターとして、市民が展示や解説、体験学習の指導などの補助を行うなど、市民が本市の文化財を「まもり、うけつぎ」「わかちあい」、次の世代へ「はぐくむ」活動をする施設をめざします。
- ④ 博物館での活動に関わることで、市民自身が、市への愛着を抱き、自らまちづくりにかかわるきっかけを得られる活動をすすめる施設をめざします。
- ⑤ 東高野街道や暗越奈良街道といった交通の要所に位置し、近鉄瓢箪山駅を中心とした商店街に立地することから交流拠点として「街道にたつ“歴史・文化の市”」をイメージして整備します。

・「つながる」文化財施設

博物館の資料や活動をもって、地域の課題へ取り組む支援を進めます。

- ① 学校教育の中での東大阪地域の歴史・文化財を学ぶ場として、特に小学校との連携による取り組みを進めます。
- ② 市域東部の生駒山麓のにぎわいづくりに貢献できる取り組みを進めます。
- ③ 東大阪市を含む生駒山の西側と河内湾・河内湖に面する地域の歴史・民俗・自然・モノづくり（産業）に関して総合的に調査研究を行います。

・「いとなむ」文化財施設

新博物館が安定的な運営ができ、活動を総合的にマネジメントできる組織・運営システムをもった機関とします。

- ① 収蔵資料を未来へ確実に伝達する博物館として継続性や安定性を重視し

た運営体制を整備します。

- ② 新博物館法の登録博物館としての条件に沿う職員体制とし、特に専門性を有する十分な数の学芸員の任用に努めます。
- ③ 近隣の博物館との連携・ネットワークの構築により、職員の人材育成、博物館活動のノウハウの共有・蓄積に努め、安定的な運営を進めます。
- ④ 四条図書館や（仮称）こどもセンターなど周辺の施設との連携により、市の東部、生駒山麓エリアにおける文化施設として市民に愛される施設を整備します。

7章 事業、施設整備、運営の方向性

基本方針に沿った機能をもって、新博物館が行う事業、施設整備、運営の方向性を明記します。

1. 事業の方向性

東大阪市の魅力を学び、感じられ、発信できる展示・体験学習を充実させるとともに、人・モノ・情報が集まり、交流し、賑わいを創造する活動を行います。

(1) 文化財の収集・保存

これまでの活動で収集した実績と基本方針を踏まえて計画的に進めますが、特に下記について、重点的に取り組みます。

- ① 可能な限り実物資料を収集します。
- ② 資料の保存のため、各資料の性質を考慮した細やかな保存体制をめざします。

(2) 調査・研究

調査・研究活動は、展示や教育・普及活動など、さまざまな活動の基盤となるため、下記により計画的に調査・研究を行います。

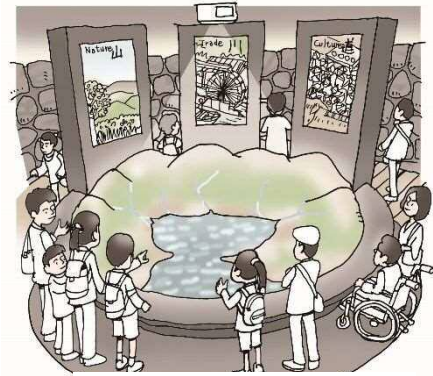
- ① 学芸員を中心に重点的に取り組む分野や目標を定めて、研究計画を立案し、実践します。
- ② 必要とされる機能を生かせる学芸員をはじめとした専門職の配置を検討します。
- ③ 研究成果は、資料収集及び展示に反映させるとともに、講演会等で積極的に発信します。

(3) 展示

東大阪市を通史的に理解できる展示を行います。「触れる」「手に取る」といった能動的な展示を進め、利用者が体験的に学習できる参加型展示を積極的に導入するなど、柔軟な展示計画と来館者に魅力的でリピーターを産む、他にはない魅力ある展示を展開します。なお、展示施設については、展示環境を整えるとともに、文化財公開承認施設についても検討します。また、資料のデジタルアーカイブ化を進めるなど、デジタル技術を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築に努めます。

① 常設展示

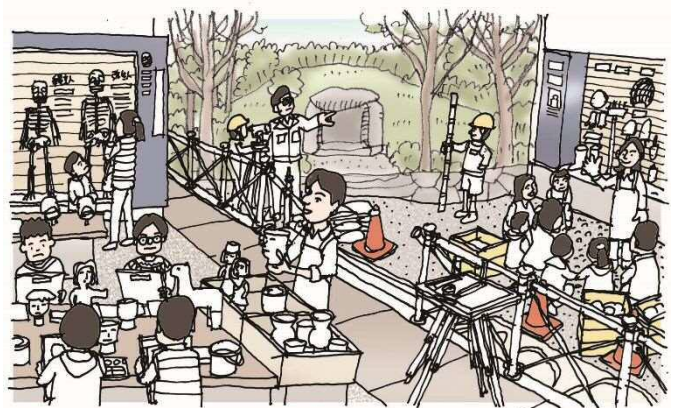
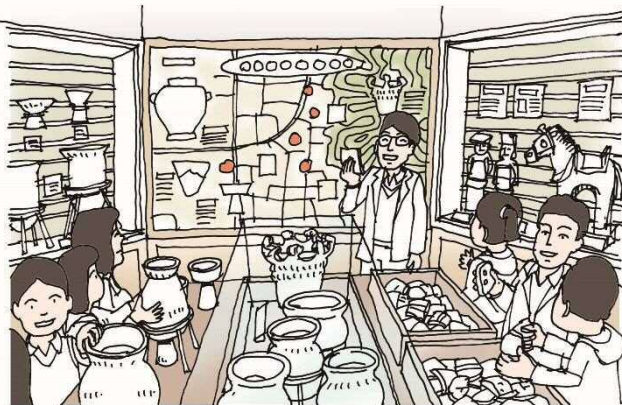
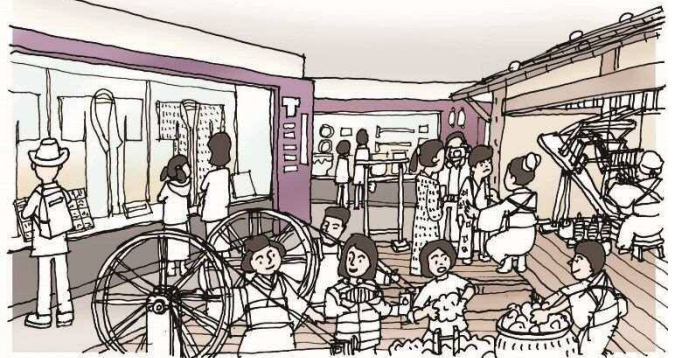
これまで郷土博物館では、時代ごとの収蔵品を陳列し、埋蔵文化財センターでは発掘調査の流れがわかる展示と埋蔵文化財の収蔵展示を行ってきましたが、新博物館では、小学校高学年から中学生が理解できる分かりやすい展示となるよう工夫します。また、これまで歴史分野の展示が主体でしたが、自然と歴史など自然との関わりを理解できる展示や「モノづくりのまち」展示をはじめ、東大阪市の特色を伝えるテーマを設定し展示を行います。



■ 導入部展示イメージ



■ 常設展示イメージ



② 特別展示

特定の文化的事象や特別のテーマについて、他の施設等から特別に資料の借用や、近隣博物館との連携による企画を行うなど臨時の展示を行います。

③ 企画展示など

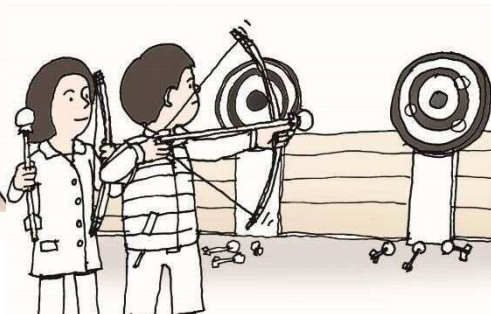
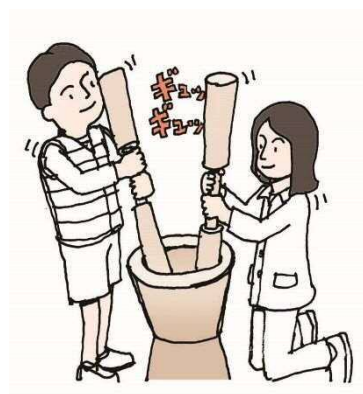
学芸員等の調査研究の成果と市民ニーズの把握に基づき、収蔵資料による臨時の展示を行います。

(4) 教育・普及活動

本市の歴史・文化財に興味を抱ける魅力的な体験学習プログラムや各種講座を企画・開発し実施します。また、大学等の研究機関と連携し、博物館実習生の受け入れを行うとともに、市内小中学校の学習・学校行事との連携を行います。また、市民が歴史に対する意識を高め、興味を持つきっかけとなるよう、調査・研究等の成果を生かした講演会や参加型の各種行事を実施し、さらに、子どもから大人まで、新博物館を積極的に利用できるよう、それぞれに対応した幅広い活動を展開します。これらの活動には、文化財ボランティアを積極的に導入します。

- ① 常設展示や特別展示に対して学芸員等による解説をはじめ、展示品への理解を深めるため、ワークシートなどを開発し、鑑賞支援を積極的に行います。
- ② 随時受付で、定員を設けない体験学習と、単発でやや高度な技術と相応の手間のかかる体験イベントに分けて体験プログラムを実施します。
- ③ 新博物館の基本理念・基本方針に則ったテーマを設定し、講演会を企画・開催します。
- ④ 博物館サポーター制度の設置をめざします。現在ある文化財ボランティアを学芸サポーター、体験学習サポーター、展示解説サポーター、子ども学芸員として役割の分担を検討します。博物館サポーターは、博物館活動を熟知し、資料整理や展示の解説といった学芸員の役割の一端を担うものとしします。そのため、博物館サポーター育成を新博物館の主要な活動の1つとして位置づけ、博物館サポーター専門の学芸員を設けます。
- ⑤ 市内の教育機関などと連携し、身近に歴史とふれあえる機会を提供することにより、新博物館の利用や主体的な参加を促進します。活動プログラムなどの開発にあたっては、学校などと連携しながら、長期的な取り組みとして開発を進めます。

■ 体験プログラム学習イメージ



(5) 文化観光の拠点

本市の文化・歴史・文化財にかかわる観光施設をつなげ、交流し、広く伝える拠点の役割を担います。

市内には、国史跡河内寺廃寺跡や国史跡・重要文化財鴻池新田会所、国史跡日下貝塚をはじめ、豊かな歴史を伝える数多くの文化財があります。広く市内外の人々に本市の文化観光を体感いただくためのガイダンス機能を設けます。

(6) 協働活動・交流活動

新博物館は、特別な目的や施設の利用のためだけでなく、市民が日常的に訪れ、愛される施設となるような活動を行います。

- ① 東大阪市及び関連地域の文化財や収蔵資料を利用した創作・発表・体験活動のできる場を提供します。
- ② 大学と連携して共同研究が行える場を提供します。
- ③ 憩いの場となるよう交流スペースを配置するほか、体験学習などを開催して賑わいを創出し、市民をはじめとする利用者の興味を惹きつけ、気軽に入館できる仕掛けや市民に愛される空間づくりを行います。

(7) 自主活動

各種講座等の修了生が自ら学び、博物館サポーター活動などを育むことを支援します。

2. 施設整備の方向性

東大阪市及び関連地域の文化財資料を集約する中核施設として、適切な保存・管理環境と魅力的な展示・学習施設を整えます。

【基本的な考え方】

- ・多様な利用者が来館でき、あらゆる人々が快適に利用できる施設として整備します。
- ・華美な外観は避け、生駒山麓、地域と調和した落ち着いた外観として整備します。
- ・魅力的な展示・学習環境を備えた施設に整備します。
- ・今後も増え続ける貴重な文化財を適切な環境で管理できる収蔵庫を館内外に整備します。
- ・環境負荷の軽減を図れる施設として整備します。
- ・博物館の活動が見える施設として整備します。

3. 運営の方向性

新博物館は、博物館法に基づく登録博物館として活動することから、その役割が十分に発揮できるよう、より効果的、効率的で安定した運営体制を整えます。

【基本的な考え方】

- ・新博物館法第2条に規定する公立博物館として整備します。
- ・博物館の開設主体は東大阪市とします。
- ・具体的な開館日、開館時間は、利用者の利便性を考慮して決定します。
- ・展示、調査研究、情報・資料収集保管、教育普及、広報、施設管理を計画的に実施します。
- ・上記の活動を実施するため組織整備を行います。
- ・地域との連携・協力、民間の創意・工夫、外部有識者の助言を取り入れ、弾力的な管理・運営が行えるよう検討していきます。

8章 施設の規模、設備に関する考え方

新博物館の建設予定地として活用を検討している埋蔵文化財センターの敷地は、市立縄手中学校敷地と北面及び東面を接しており、面積が約2,840㎡あります。この敷地を有効活用して施設を整備することとし、次のような設備については、今後策定を進める「東大阪市立新博物館整備基本計画」において検討します。

主要設備

- ・展示室（常設展示室、企画展示室など）
- ・文化財収蔵施設（市内に点在する収蔵施設のあり方を含む）
- ・展示室の付帯施設（展示準備室、資料等搬入口）
- ・調査研究室（研究室、作業室、写場、資料室など）
- ・教育普及諸室（体験学習室、体験学習準備室、視聴覚室、ボランティア控室など）
- ・交流施設
- ・文化財観光拠点施設（市内の文化財[施設]のガイダンス）
- ・管理諸室（事務関係諸室、館長室、応接室、倉庫、更衣室、機械室等など）
- ・来館者用駐車スペース（障害者対応、団体見学者対応を含む）

文化財施設再整備基本構想
(改定版)

2023（令和5）年8月

東大阪市人権文化部 文化室 文化財課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3283

FAX 06-4309-3823